予算特別委員会

令和5年3月16·17·20·22日

葛 城 市 議 会

予 算 特 別 委 員 会(1日目)

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子 副委員長 杉 本 訓 規 委 員 西川 善 浩 IJ 坂 本 剛 司 吉 村 始 IJ 奥本佳史 IJ 谷 原 一 安 IJ 下 村 正 樹 IJ

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 梨 本 洪 珪 柴 田 三乃 議 員 IJ 松林謙司 IJ 増田 順弘 IJ 藤井本 浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

総務部理事兼

長 市 阿古和彦 副市長 溝 尾 彰 人 教育長 椿本剛也 高 垣 倫 浩 企画部長 人事課長 和明 植田 人事課主幹 南 直美 由 美 企画政策課長 勝眞 西川雅大 情報推進課長 総務部長 東 錦 也

都市整備部理事 安川博敏

吉村浩尚 総務課主幹 庁舎機能再編推進室長 吉 田 和裕 管財課長 倉 田 主 税 生活安全課長補佐 安 川 賢 眀 財務部長 匡 勝 米 田 清 財政課長 内 蔵 椿 本 真 税務課長 司 税務課主幹兼 収納促進室長 之 油谷 知 税務課主幹 良枝 白 澤 市民生活部長 前村 芳 安 市民生活部理事 裕 明 林 本 市民窓口課長 森本欣樹 人権政策課長 勝 英 高 橋 代 商工観光プロモーション課長 竹 内 和 建設課長 竹 本 淳 逸 忠 会計管理者 吉井

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長岩 永 睦 治書 記新 澤 明 子" 神 橋 秀 幸

7. 付 議 事 件(付託議案の審査)

議第20号 令和5年度葛城市一般会計予算の議決について

議第21号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

議第26号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

議第24号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

議第22号 令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

議第25号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

議第23号 令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第27号 令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について

議第28号 令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会 を開会いたします。

皆様、こんにちは。暖かい日となりました。今日は、葛城市小学校附属幼稚園、公立幼稚園の卒園式ということでございました。園児の成長された姿と、そして保護者の皆様に議会から心よりお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、令和5年度予算特別委員会の審議に入らせていただきます。今日から3月22日までの4日間の予定となっておりますが、どうぞ皆様、体調管理をしていただきまして、この予算特別委員会、スムーズな円滑な、そして有意義な予算特別委員会となりますよう心からご協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員外議員のご出席のご紹介をさせていただきます。柴田議員、藤井本議員、増田議員、 松林議員。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、 会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき 願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員について もあまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思いますので、 委員各位にもご協力お願いをいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきま すようお願いいたします。

ここで、令和5年度当初予算の審査をするに当たりまして、事前に進行及び審査の方法について確認をいたしたいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法につきましては、お手元に配付の予算特別委員会(当初予算)審査の方法・日程(資料1)のとおり、一般会計予算については、まず歳出の 1 款及び2款の説明を受け、その部分に対しての質疑を行いますが、新型コロナウイルス感染対策のために密を防ぐため、2 つの部分に分けて質疑を行いたいと思います。1 つ目の部分は、予算書52ページの2款1項総務管理費までです。また、このときに全ての款の人事課配当の人件費の質疑も行います。2 つ目の部分は、52ページの2款2項徴税費から64ページの2款の最後までです。次に3款、4款の説明を受け質疑に入りますが、質疑については理事者側の出席者があまり多くならないように款ごとに職員を入れ替えて行います。次に、5款、6款の説明を受け、先ほど同様に、質疑については款ごとに職員を入れ替え行います。

次に、7款及び8款についても同様に行います。最後に9款から12款までの説明を受けまして、その部分について一括で質疑を行います。続いて歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思いますが、歳入また次の総括質疑については範囲が広うございますので、歳入の前に休憩を取り出席職員の調整を行いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般に係るものとなりますように、ご留意をいただきたいと思います。また、委員の皆様におかれましては、歳入と総括質疑の質問票について以前に事務局から配付があったと思いますが、歳入または総括質疑の予定がある方は20日の予算特別委員会終了までに質問票の提出を事務局までお願いいたします。

特別会計予算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決まで行います。なお、水道事業会計予算と下水道事業会計予算につきましては、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染対策で待ち時間などの密を防ぐために、審査日程について は厳守いただきますよう、皆様にご協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付の予算特別委員会(当初予算)の進行及び審査方法について(資料 2)をご覧ください。1番から3番までは先ほど説明させていただいたとおりでございます。 続いて、裏面の4番、質問項目は1回につき3問までというふうにします。質疑回数につ きましては2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などにつ きましては、私の判断の下、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質 問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたします。6 番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものと いたしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き・要望は議事進行上できるだけ慎ん でいただきますようお願いいたします。 7番、質問される場合は、予算書のページ数及び款、 項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思います。8番、理事者側の皆様におか れましては、答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名しました後、質問者が替わるごとに、 所属、役職名と氏名を言っていただきまして、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。 また、答弁におきまして、予算の年度につきましては、新年度予算は令和5年度予算、そし て今年度予算は令和4年度予算など、できる限り具体的な年度でお願いしたいと思います。 なお、答弁者につきましては部長または担当課長でお願いいたします。原則として課長補佐 級以下の委員会室への入室は認めておりません。理事者控室及び議場においてこの委員会の 音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室 入口付近のマイクにより答弁をお願いしたいと思います。

最後に、お手元に配付の予算特別委員会時間配分表(資料3)をご覧ください。委員会を 進めるに当たっての時間配分として、予算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたい と思います。委員をはじめ理事者の皆様にもご協力をお願いいたします。

以上の説明でございますが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり) 川村委員長 ないようでありましたら、本委員会運営はそのように行いたいと思います。

それでは、議案審査に移らせていただきます。

議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、まず歳出の1款議会費、2款総務費までの提案者の内容説明を求めたいと思います。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。皆さん、本日から予算審議よろしくお願いいたします。

それでは、議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。初めに、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億5,500万円と定めるものでございます。次に、第2条の債務負担行為につきましては7ページの第2表で、それから第3条の地方債につきましては8ページの第3表で明記をいたしてございます。第4条の一時借入金につきましては、借入れ最高額を35億円と定めるものでございます。また、第5条では、歳出予算の流用について規定するものでございます。

それでは、歳出、1款議会費及び2款総務費でございます。時間短縮の観点から目ごとの 主な事業について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、事項 別明細書の29ページをご覧いただきたいと思います。

1 款議会費、1項1目議会費では、令和5年度予算額1億8,019万5,000円でございます。 人件費では、議員15人の報酬、また職員6人で1億4,126万4,000円、また議会運営事業では 3,578万1,000円でございます。

次に、31ページ、2款総務費、1項1目一般管理費で6億1,484万1,000円でございます。 人件費では、特別職2人、また職員62人で5億1,508万4,000円。一般管理事業(人事課)では、3,807万9,000円。34ページの下段でございます。人事管理事業で837万5,000円、36ページ、財政運営事業で729万3,000円、また入札・契約事業で621万円でございます。

37ページに移っていただきまして、2目文書広報費では1,432万8,000円、38ページの広報発行事業で1,107万1,000円でございます。

次に、3目会計管理費で1,193万8,000円で、会計管理事業に要する経費でございます。

39ページ中段でございます。4目財産管理費では1億4,047万7,000円で、新庄庁舎管理事業で9,112万2,000円、40ページの當麻庁舎管理事業では1,109万8,000円、それから市有財産管理事業で2,948万9,000円でございます。

42ページに移りまして、5目の電子計算費では5,383万2,000円、電算システム共同化推進 事業で4,548万3,000円でございます。

43ページに移っていただきまして、6目地域情報化推進費で3,019万円で、イントラネットシステム整備事業で2,654万1,000円でございます。

45ページに移っていただきまして、7目交通安全対策費では2,696万2,000円で、交通安全対策事業で608万7,000円、また46ページの下段、交通安全施設整備事業で1,659万9,000円でございます。

47ページの8目自治振興費では1億8,082万8,000円で、公共バス運行事業で8,618万3,000

円、48ページのまちづくり一括交付金事業で5,310万円、また街灯管理事業で2,076万7,000 円でございます。

49ページ、9目企画費でございます。2,317万8,000円で、企画政策事業で1,929万1,000円、50ページの国際交流・友好自治体交流事業で237万5,000円でございます。

51ページの10目公平委員会費では21万4,000円、11目の防災行政無線管理費では526万6,000円で防災行政無線管理経費でございます。

52ページ、12目地方創生推進交付金事業費では100万円で、前年度と同額となってございます。

地方創生臨時交付金事業費につきましては皆減でございます。

2項1目税務総務費で1億6,649万4,000円で、人件費で、職員17人、1億479万2,000円。 54ページに移っていただきまして、ふるさと応援寄附事業で5,510万4,000円でございます。

2目の賦課徴収費では5,699万8,000円で、賦課管理事業で807万7,000円。55ページ、固定 資産税賦課事業で2,225万9,000円、諸税徴収事業で1,894万1,000円でございます。

56ページの下段でございます。 3 目過年度支出金で1,300万円で、前年度と同額でございます。

57ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費では8,166万2,000円で、人件費で、職員5人、4,294万4,000円。58ページに移っていただきまして、個人番号カード関連事業で3,196万6,000円でございます。

59ページに移っていただきまして、4項1目人権啓発費で3,507万7,000円で、人件費、職員3人、2,591万4,000円、人権啓発事業で624万6,000円でございます。

61ページに移っていただきまして、5項1目選挙管理委員会費では57万8,000円でございます。

3目知事及び県議会議員選挙費では1,651万円で、人件費で862万5,000円、知事及び県議会議員選挙費で788万5,000円でございます。

63ページに移っていただきまして、6項1目統計調査総務費で99万3,000円で、統計調査 総務事業に係る経費でございます。

2 目基幹統計費では373万2,000円で、基幹統計事業で364万5,000円でございます。

7項1目監査委員費では2,393万円で、人件費、職員3人、2,310万4,000円でございます。 以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜 りますようよろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただきましたように、初めに予算書52ページの2款1項総務管理費の最後までの部分と全ての款の人事課配当の人件費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 今日から当初予算4日間、どうぞよろしくお願いをいたします。まず3つお伺いをいたします。

32ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬というので、特別職報酬等審議会委員報酬についてお伺いをいたします。これは予算金額が12万8,000円になってまして、令和3年度から12万8,000円で額が変わってないというような状況なんですが、この3年間で何回開催されたのでしょうか。これが1つ目の質問です。

2つ目が同じく32ページなんですが、1目一般管理費の報酬で、同じく近いところですが、予算案の概要の9ページに会計年度任用職員報酬等というので、予算案の概要によれば2,957万2,000円の予算が出てる分、これお伺いしたいんですが、会計年度任用職員の人事権、これは今までも委員会等で出てましたが改めて伺いますが、この人事権というのは人事をどう決めるかというその裁量、これは人事課がされてるんですか、それとも各課で裁量されてるんでしょうかということが2つ目です。

それから続きまして、34ページから35ページに係りまして、これも予算案の概要の10ページなんですけど、職員研修事業というのをお伺いしたいんですが、これが予算金額で予算案の概要によれば143万1,000円ということになっております。この金額なんですけども、令和2年度はこの職員研修事業というのが186万4,000円、令和3年度が168万1,000円、令和4年度が148万7,000円で、令和5年度が更に減って143万1,000円と年々減少しております。実は、市民の方から、この職員の方について苦情というか、接遇について声を聞くことが一番多いんですけれども、この接遇につきまして、この研修の効果というものはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点お伺いをいたします。

川村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

3年間ということですので、令和元年度から令和3年度ということで限定いたしますと、 1回も開いておりません。

それから、会計年度任用職員の人事権でございますけれども、会計年度任用職員の任用に つきましては各任命権者が任用通知を交付いたしますが、その取扱いにつきましては部長の 共通専決事項となっておりまして、各部長の権限において任用を決定いたします。予算案に つきましても各課において必要な額を計上しているということでございます。

それから、接遇の研修についてでございますけれども、市役所の職員にとりまして接遇対応というのは基本的かつ重要なスキルでありまして、常に意識してすること、また常に見直しを行うことが重要であります。従いまして、今後も組織としての標準レベル向上のために継続な研修が必要であると考えております。今後も新規採用職員をはじめ、経験の浅い職員や窓口等で日々接遇対応を行っている職員、幹部職員と、レベルに合わせた研修を実施していこうと考えております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、特別職報酬等審議会につきましては3年間で1回も開かれていないということでありますけれども、開かれたというのは私も議員になってから聞いたことがないんですけども、

葛城市が誕生してから随分経ちますけれども、特別職の報酬について、今までこれで十分かとかということを見直したことがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。今後、見直しについて計画とかいうふうなもの、いわゆるこういう毎回枠取りみたいな形でこの審議会の予算に上がってますけれども、これ開かれる見通しというか、そういうふうなんをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、会計年度任用職員の報酬等につきましては、今ご答弁いただきましたように、各部の部長の裁量で採用されてるということでありますけれども、来年度から調整員という、これは常勤職員だというふうに伺っておりますが、調整員の制度が来年度から始まるわけですが、これについても適正配置をお願いしたいなと思うんです。それに加えまして、今、各部で部長がという話だったんですけれども、人事課におかれましては会計年度任用職員の適正配置に、やっぱりそれぞれ皆さん市の職員ですので、そういったものについて関わっていただいているのかなというふうなことを思うわけなんですが、こういったことについては部長の裁量であるのは先ほどご答弁ありましたけれども、人事課はこれについて調整をしたり関わったりということはされているのでしょうか。それをお伺いいたします。

それから、接遇につきましてはぜひとも研修をやっていただきたいというふうに思います。 というのは、やっぱり市民が行かれても声をかけてもらえなかったりとかいうのもあるみたいですし、それからあと質問をしたときにけんもほろろにというふうなことで気を害しておられるという方もあるというふうに聞いておりますので、これもしっかりと接遇のほうをよろしくお願いしたいと思います。この職員研修につきましては職員研修助成金というのがありますが、これは2分の1助成だというふうに思うんですが、これの、今までこういったことに助成をしたよとか、こういった効果があったよというふうなことをお伺いできたらというふうに思います。

川村委員長 植田課長。

植田人事課長 まず特別職報酬等審議会の件でございますけれども、議員報酬の額とか市長、副市長 及び教育長の給与の額につきましては、平成17年2月から平成17年5月にかけまして合併当 初の額の見直しを行いました。平成17年2月21日付で特別職報酬等審議会に対し諮問を行い、審議会において計3回の審議を経て、平成17年5月26日付で審議会より答申をいただきました。答申を受けて条例を改正させていただき、議会議員につきましては平成17年11月1日から、市長、副市長及び教育長につきましては平成17年10月1日から適用しております。その後は額の見直しは行っておりません。今後見直しの必要が生じた場合は検討していかなければならないと考えております。

それから、会計年度任用職員のことでございます。今、原課のほうでという話はさせていただきましたけれども、会計年度任用職員につきましては教育、子育て等、様々な分野で活躍されておりまして、地方財政の重要な担い手となっており、葛城市においても必要不可欠な存在であると認識しております。会計年度任用職員は市政全般いろんな業務を担当していただいておりますけれども、窓口補助業務でありますとか、あるいは産休、育休の代替、このような位置づけの方につきましては、職員全体の定数配置等も含めて全体を見る観点から

人事課が把握をしなければいけないと思いますけれども、それ以外、例えば保育所の保育士でありますとか、学童の支援員、補助員等につきましては人事課もチェックはいたしますが、原課のほうでもしっかり必要数を算定していただくようにお願いしているところでございます。

それから、研修の自己研修等助成でございますけれども、こちら自己研修等助成につきましては、葛城市職員自己研修等に関する助成金交付要綱に基づきまして、葛城市の一般職の職員の自らの能力を高めるための意欲的な取組、または職務に関連する資格の取得に対して助成を行っております。実績でございますけれども、令和元年度は3件、令和2年度は2件、令和3年度は8件、令和4年度は4件となっております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 この平成17年に審議会が開かれてから、特別職報酬等審議会、それで決まってからそれから報酬等は変わってないというふうなことであります。今後見直しの必要時には開催を検討したいというふうなことでしたけれども、だんだんと状況も変わってきている部分もありますので、ぜひとも審議会開催の検討をお願いしたいなというふうに思います。

それからあと、会計年度任用職員につきましては、これからもこの人事課と、それから原 課がやっぱりよく分かってらっしゃると思いますので、しっかりと調整をしていただきまし て、特に人事課におかれましては、もちろん今おっしゃったみたいに全部が全部把握できな くて原課のほうで把握しなきゃいかんということもあろうかと思いますが、原課のほうとし っかり調整をお願いしたいなというふうに思います。

それから、職員研修というのはやはり大事だと思いますし、それから先ほど実績も伺いまして、多い年であれば8件あったということですけれども、こういう研修助成金とかそういうことによって、やる気のある職員がどんどん研修をして自らスキルを上げていただくというふうなことはいいことだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、私ども所管の総務建設常任委員会で審査中でありました契約事務、これにつきましても研修をやってくださるというふうにこの総務建設常任委員会のところでご答弁いただいてますので、こちらのほうもぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 それでは、会計年度任用職員について関連で質問いたします。

1つ目ですけれども、予算全体で会計年度任用職員の予算額、トータルで幾らで予算を組んでおられるのか。人数、時間で把握してるんだったらそれでも結構ですし、金額だけやったら金額だけでも結構ですので教えてください。

2つ目、会計年度任用職員制度が始まって3年は終わりました。この3年が終わるということで、令和5年度に向けて新たに今勤めておられる会計年度任用職員も一からもう一回履歴書を書いて応募するということになります。このためにホームページでもいっぱい採用募集を市のホームページでもかけておりましたけれども、これが今どういう状況でこういうこ

とになってるのか説明をしていただけますでしょうか。これは、会計年度任用職員制度その もののことについての説明をしていただいたらと思います。

それから3つ目ですけれども、会計年度任用職員の方々、窓口で結構働いておられます。 今、吉村委員が質問されたように、この方たちの接遇研修というのはどうなっているのか、 この3点を聞きます。

川村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会計年度任用職員の人数と時間でお答えさせていただきたいと思います。まず、フルタイムの会計年度任用職員でございますけれども、こちらのほうは5名ということでございます。それから、パートタイムの会計年度任用職員につきましては458人ということでございます。時間でございますが、パートタイム会計年度任用職員の総時間で54万6,000時間というふうになっております。それから、会計年度任用職員の制度でございますけれども、会計年度任用職員につきましてはあくまでも会計年度ということで1事業年度に限って任用するわけでございますけれども、2回までは再度の任用が可能ということになってまして、3回目ということになりますと公募するという流れになっております。それから、会計年度任用職員の接遇の研修ですけれども、こちらにつきましては希望者が受講するという形になっております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 トータルで人数、時間を教えていただきました。パートタイムだけでも450名を超える方が働いておられると。正規職員より多いということになろうかと思います。そこで、これは毎年、金額が示されなかったのであれなんですが、予算だから多分金額が出てるから金額でトータルで出るんだろうと思うんですけど、今ちょっと手元にまだ詰めてないということかもわかりませんが、令和4年度と比べてどうなのかということをお聞きしたかったんです。令和4年度と比べてこの会計年度任用職員の方々の予算、額が分かればその額で教えていただきたいし、分からなければ時間でいいですよ。総時間で令和4年度と比べてどうなっているのかという推移を教えてください。

それから2番目のところですけれども、結局2回までは再度任用ができるけど、3回目はできないから一般公募というふうになるということですけれども、これを公募の際、当然また採用されるのは、これはどこのどなたが採用する、各課の部長、課長、いろいろあろうと思うんですけど、その際、経験、これまでのその課で働いた方がもう一回応募されたときのその経験は加味されて採用されるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、3番目の接遇研修は希望者だけということでありますが、この点については今後改善するお考えがあるのかどうかお聞きしたいんです。というのは、物すごい雰囲気悪うなりました、この年度末にかけて。それはそうですよ。窓口の方、会計年度任用職員の方ですやん。でも3年目で切られるから、もう3度目はないからまた一からするでしょう。物すごく、帰り、夕方でもちょっと雰囲気よくないんですよ。それは僕そうだと思うんです。だ

から、こういうところで市民の方にとって、窓口の方も職員だと思っておられますので、接 遇研修の在り方、会計年度任用職員の方々に対してもどうなのか、これをどう考えておられ るのか。希望者だけというふうにおっしゃいましたけれども、どれだけ受けてるんかという ふうなことまで聞きませんから、ぜひそこら辺の考えをもう一度お聞かせ願えたらと思いま す。

川村委員長 植田課長。

植田人事課長 まず、会計年度任用職員の予算的なことですけども、192ページの給与費明細のところに記載している額がその額になってきます。報酬につきましては令和4年度は6億2,608万7,000円だと。それに対しまして6億8,791万6,000円で、6,182万9,000円の増ということになっております。ここに表示させていただいております。額についてはこれをご覧になっていただきたいと思います。

それから、人数でございますけれども、まずフルタイムでございますが、令和4年度は14人、令和5年度は5人に減っております。それから、パートタイム会計年度任用職員の人数ですけども、令和4年度は439人から令和5年度は458人に19人増えてございます。それから、パートタイム会計年度任用職員の総時間数でございますが、令和4年度は51万7,000時間で令和5年度は54万6,000時間と、約2万9,000時間増えておるということでございます。

それから、会計年度任用職員の任命、再度の任用でございますけれども、面接につきましては原課がやっておりまして、そこの面接のときに、やはり経験というのは点数に加算されるであろうと思っております。

それから、会計年度任用職員の接遇でございますけども、これはぜひともやっていきたい と考えております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後に意見を言わせてもらいます。この間、全体を人事課で把握してくださいと、予算のことがありますので、これが原課でそれぞれ要望が出てどんどん認めていくようなことになって補正、補正というふうに膨らむことがないようにということをお願いしてきましたけれども、人事課のほうで把握されてるということですので、この点についてはありがとうございます

それから、会計年度任用職員の方々はワーキングプアの問題が大きくなったときに、公務労働の中でのワーキングプアということで、会計年度任用職員制度になって一応昇給していきます。だけど3年で区切られて、でもそれが再度任用されると、今度はまた4年目、5年目と一応昇給していくシステムになってるんですね。そういう意味では、会計年度任用職員の方にとっては待遇が改善されてることになるんですが、3年で切られてしまうとそれだけになってしまう。そうすると予算との関係があって、予算を減らそうとすれば、経験のある人を新しくすればなるということもあったりして、私はこれは非常に悩ましい制度だと思っております。多くの方は市内在住の方が会計年度任用職員の方で働いている方が大勢おられますし、ぜひその待遇改善も含めて考えていただきたいいうことが1つと、あとは接遇研修

も含めて、やはりキャリアアップできるような形にしていただきたいと。昨日やったか一昨日やったか、イオンが同一労働同一賃金ということで、パートの方に対しても正職員と同じように同一労働同一賃金でやっていくというふうなことも世の中の流れで出てきておりますので、公務労働におきましても経験をぜひしっかりと加味していただいて採用につながるようにしていただけたらと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 お願いします。昨日も言いましたように、私は初めてでございまして、この予算書を見てるといろんな分からないことが次から次にずっと出てくるので、素朴な質問をさせていただくことになるかもわからないですけれどもご容赦願いたい。先輩議員におかれましては、そんなんもう知ってるでみたいなことを質問するかもしれませんけれども、ご容赦願いたいと思います。

それでは、35ページの2款1目、職員厚生事業(人事課)というやつですね。予算の概要で言いますと10ページ、職員厚生事業で職員の健康診断が前年度より減っていると。これは職員の人数が減っているから減ったのか、検査項目を減らしたから減ったのかが1つと。

それから、次に2つ目として予算書の38ページ、テレビ放送委託事業(企画政策課)、テレビ放送を広報の一環として市政情報、各種イベントなどのVTR制作及び放送局に委託しテレビ放送にて市民に周知するための経費であると。これは前年度から変わらず115万5,000円ですけれども、これ一市民としてテレビ放送委託料というのは何してはんのかなと思う気持ちがあって、これをお聞きしたいと思います。

それと3つ目、予算書の39ページ、4目財産管理費、新庄庁舎管理事業の工事請負費ですけれども、予算の概要で11ページですが、新庄庁舎の正面のロータリーの床を改修すると、これは新規の事業になってますけれども、石畳が損傷が激しいと。確かに表の玄関の石畳を自転車で走ってると、ぼこぼこ音が鳴ってる、外れてるんですよね。それを直すんだという予算だと思いますけれども、これを躓いたりしないように舗装工事を行うとなってますけれども、これはもう全部アスファルトでしてしまおうと考えてらっしゃるのかということ、この3つをお聞きしたいと思います。

川村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは定期健康診断のことの減額についてでございます。こちらにつきましては 市町村共済組合へ委託するものでございますけれども、1人の単価でございます。共済組合 員につきましては5,957円、その他の職員につきましては1万673円になっております。会計 年度任用職員の地方公務員共済制度の適用拡大によりまして、共済組合員が増えたためによ る減でございます。

以上でございます。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、38ページ、テレビ放送委託事業につきましてご説明をさせていただきます。こちらの事業につきましては、奈良テレビ放送で毎週金曜日でございます、「ゆうドキッ!」という番組、この中のいきいきまちだよりというコーナーで、ニュース形式で市のお知らせとかイベント、行事などをVTRにてご紹介をいただいているというものでございます。奈良テレビが直接市のほうに取材に来ていただきまして、それを編集した上で映像を流していただくというものでございます。テレビ放送というのは広い範囲で多くの方を対象としたツールとして、ホームページと並びまして市外の方にも広くお知らせできるものというふうに認識しておりますので、こちらの事業を活用させていただいております。

以上でございます。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの3つ目の質問でございます。玄関前の改修工事につきましては、費用面を抑えた中で、見栄えよりも利用しやすさ、維持管理のしやすいものに改修していきたいと考えております。玄関前の段差等を解消いたしまして、入口から庁舎付近等まで点字ブロック等も敷設し、利用者に優しい庁舎を目指したいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。職員の健康診断に関しましては、会計年度任用職員も受けるということで、退職者の再任用の人はこれは対象になるんでしょうか。

川村委員長 植田課長。

植田人事課長 再任用職員も対象になります。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。それから、テレビ放送を奈良テレビで週1回金曜日にやってると。これは 知りませんでした。申し訳なかったです。市民の方もどれだけご存じか分からんけれども、 もったいないんで111万5,000円もかけてテレビ放送されてるということで、市の広報を流さ れてるということで、もっと市民に知ってもらうような、広報かつらぎを利用するとかして、 もっと見てもらうようにしたらいいなというふうに感じました。

最後の玄関前の工事ですけれども、点字ブロックも敷設するというんですけど、これはも う見栄えが悪くてもアスファルトでもう敷いてしまうということですね。分かりました。結 構です。

川村委員長 ちょっと待ってください。質疑2回目のとき、もう1回で答えさせてもらって、今、2 つ目の質問として受けますので答弁してもらいますので、もう首振りはったからといって納得しないで答弁もらいますので。

坂本委員 お願いします。

川村委員長 倉田課長、していただけますか。

倉田課長。

倉田管財課長 今、計画しておりますのはアスファルトで、敷設のブロック等でしたらこのような状態になるのが目に見えていくということでございますので、アスファルトの形でやっていきたいというふうに考えております。

川村委員長 アスファルトでやるということですね。坂本委員、よろしいですか。

坂本委員 はい。

川村委員長 最後言いっ放しでもいいんですよ。今、質問としておきますので、何か意見があれば言っていただいて、言いっ放しですが、よろしいですか。

坂本委員 そしたら、きれいに、見栄えはちょっと度外視して安全面を重視して玄関前を舗装するということで了解しました。

川村委員長 西川委員。

西川委員 多分一緒のことやと思いますねんけど、やっぱり玄関ですやんか。アスファルト舗装で、 見栄えはどうにしてもという、そこはちょっとあかんのと違いますか。例えば、何と言うん ですか、あるんですよ、そういう素材、たたきにしたりそういう車が乗ってもそれなりの見 栄えもできるような洗い出しの何かそういうのとかあるんです。そんな言うほどアスファル ト舗装よりもそんな値段がばんと上がるようなもんでもないし、やっぱりそれはちょっと考 えてもらわんと、その予算でやってんのやったら、これは僕はちょっと納得できへんな。そ の見栄えは度外視にしてというのはちょっとあんまりやなと思うので、それはもう一回答弁 いただきたいなと思うんです。

川村委員長 答弁できますか。

東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。

ただいまの西川委員のご質問にお答えしたいと思います。見栄え云々と申しました。それはちょっと訂正をしたいと思いますけれども、見栄えも当然よくしないとまちの玄関口ですのでそれなりの格好はつけたいなというふうに思っておりますので、ご理解賜れたらと思っております。

よろしくお願いします。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 西川委員と全く同じなんですけど、せっかく手を上げたんで1個だけ。点字ブロックでちょっと気になったんですけど、よく通行量の多い道路の点字ブロックとかやったら、置くタイプで貼り付けてるだけの点字ブロック、奈良市とかやったら結構剝がれてて管理がすごいめんどくさそうなんです。僕も奈良市へ行ったときに、もうよう県議会議員に、ここ全部見直せと言うてるんです。それで石の焼付けの点字ブロック、あれやったらかなり頑丈やと思うんです。そっちで考えてはるんかどうかだけお聞かせ願いたいです。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 今回の点字ブロックにつきましては、今、既存の状態のところに貼り付けるというものではなくて、舗装の敷設と同時に施工していくものでございますので、そういった簡易型のほうではないということでご理解を願いたいと思います。

川村委員長 よろしいですか。

告村委員。

吉村委員 私も関連で1つ、今し方のご答弁で、車が走ってるロータリーの部分、ピンコロ石の部分 がありますが、それをアスファルト舗装するというふうには理解したんですが、この私の理 解で正しいでしょうか。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 アスファルト部分につきましては、基本、敷設した石の部分をアスファルトに変更したいというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 提案だけさせてもらいます。今し方、西川委員もおっしゃいました。私も昨年9月に一般質問で、公共施設のバリアフリーの実態調査をお願いしたときに、昭和期のピンコロ石というのは非常に通るとがたがたするということで、それでアスファルトというふうなことだと思いますが、これにつきましてはコンクリートの表面を磨いて大理石のようにする工法もあるらしいんです。このバリアフリーに配慮した工法ということで、これもちょっと検討もしていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと私、関連でというのは、金額のところで確認しておきたいんです。この予算書であれば1,264万5,000円で、この概要書のところでやったらロータリーの改修工事新規で1,080万円になってます。この差の184万5,000円はどこにあるんですか。ちょっと私、見つけることができなかったので、そこだけお願いします。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

概要書の部分につきましては、特筆してロータリーの部分を載せさせていただいてるんですけども、ほかにも庁舎に工事の必要なものがございまして、トイレの一部を更新工事したりとか、あと高圧受電設備の部分で工事が必要な部分もございますので、そういったものの積み上げでそういう差額が生まれているということでございます。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

- 奥本委員 分かりました。それは載せなくて大丈夫なんかな。いいんですかね。例えばその他とかで何かでその差額のところをもろもろ突っ込んだやつというのを書くべきかなという気はするんですが、そこはいいんでしょうか。ちょっとこれ私よく分からないので、どなたか。これでいいというんであれば……。
- **川村委員長** 予算の概要の細かく書くかというのは、一応細かい部分も書いていただいているように 私は思っているんですが、ちょっとこれについては、その予算の概要の引き出し方について というのは、今言われたような、ほかに工事の、この金額が合わないというかそういう見方 をするものではないということを説明しとかないと今のような質問が出てきますので、この

件に関してこれは原課でそれぞれ出してるもんですね。そしたら、説明を今の管財課にして いただきましょうか。

倉田課長。

倉田管財課長 この差額の中には枠取りで100万円の緊急工事の部分も含んでおりますので、あまり 細かいのをここに挙げますと概要からまたちょっとというところもございますので、こういうふうにさせていただきました。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 要するにその辺の解釈が私分からなかったので聞いたんですけれども、それぞれ原課によってその解釈があっていいんですけども、この予算書の大枠のルールとして、そういう形で要するにこの数字の誤差が出てくると。ただその金額があまりにも大きいときどう見たらいいかなということで疑問に思っただけなので、一応それはそれぞれの原課によって違うということでいいんですね。

川村委員長 100万円という枠取りは大きいというふうに言われるわけですね。

奥本委員 大きいかどうか分からないんですけども、そういうのが基準がよく分からなかったんで。

川村委員長 これまでの概要もそういう書き方やったと思うんです。これまでの私たち議員にいただいていた概要は全てこれで数字が円まであるということもないし、もちろん千円単位ですけど、千円単位までで最後の位があるということでもなかったと私は、自分の経験値ですけども。この辺りにつきまして、またご検討願えるような状況やったら、また相談はさせていただきます。

奥本委員 結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の工事請負費ですけど、これは一工事請負ではないいうことですね。2つか3つの工事 請負があるというふうに捉えていいのか、それだけ確認します。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

工事請負費の新庄庁舎分につきましては、一番大きいのが今、計上させていただいている 部分につきましては玄関前のロータリーでございます。ただ、それ以外にもトイレの改修、 電気受電設備の改修等ございますので、細かい工事が結構積み上がった部分と、あと枠取り の部分もございますので、その辺ご理解していただければと思います。

以上です。

川村委員長 今、これ最初、点字ブロックのスタートは坂本委員でしたね。坂本委員が点字ブロックと言われたから、今言う100万円プラスアルファしてある部分の中の大幅な予算の概要を言われたんですが、答弁していただくときに、これほかにあと緊急工事のために枠を取ってますとかいうことで言っていただいたら、今のような答弁、関連質問が出てこないのかなと思いますので、ちょっとその辺は丁寧に言っていただければ、皆、議員が分かりやすいかなと

思いますので、そのような説明をお願いいたします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願いします。31ページです。2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、 人件費というところです。一般職給料62人分ということで上がっておりますけれども、先ほ どありました会計年度任用職員のところ、フルタイムがかなり減っています。そこでちょっ と疑問に思ったんですけれども、人事課で把握してる分で結構ですが、来年度、正職員につ いては新規採用も含めてどういうふうな計画を立てておられるのかということについて1つ お伺いしたいと思います。

それから2番目ですけれども、これも採用に関わることになるんですが、36ページ、事業のところで言いますけれども、法制執務事業とかいうことがあるわけですね。公務員の仕事は法令規則に従ってということがありますので、法律上のいろんな知識も必要だし、例規集について整えていくことも必要だと思うんですが、採用に当たって弁護士資格を持つ方を公務員として採用するというところも、大きなところは増えてきております。弁護士資格ではなくても、この法律に詳しいこういう方を新規で、法律に詳しい法学部等で法律についてよく勉強してる子を採るとか、何かそういう考えがあるかどうかということについてお伺いします。

それから人事課配当のところになりますけど、37ページの下の総合窓口事業についてお伺いしますが、ここに配当される職員の方ですけれども、介護福祉関係の方を配属するという考えはあるかどうかということについてお聞きいたします。人事全体の配置なので関係ないといやあ関係ないんですけど、この総合窓口課につきましては、質問の趣旨ですけれども、モニターで新庄庁舎とやり取りすることから、高齢者の方が非常に相談しにくいと。やっぱり人と人のフェイストゥフェイスじゃなくてモニターになってますので、何か冷たい感じがするとかいうことで、そういう方が配置されなくなってみんな新庄庁舎のほうに来られてということで意見を聞いておるんですね。そういうふうな人事配置の在り方についてどういうふうなことを考えておられるかいうことが分かれば、ちょっと教えていただきたいんです。

川村委員長 植田課長。

植田人事課長 まず職員の配置でございますけれども、新規採用職員につきましては、ただいま合格 者数が23人と昨日答弁させていただきました。その後、1人残念ながら辞退がございました ので22名を配属するということですけども、今、人事案については検討しておるところでご ざいます。

それから、弁護士資格を持ってる者を公務員として採用するかというところですけれども、 ちょっと考えていきたいなとは思っております。

それから、介護福祉士を総合窓口に配属するかということでございますけども、今のところは配属の予定はしておりません。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 先ほどのフルタイムの件、会計年度任用職員のフルタイムの方が大きく減ってるということで、それは正職員に置き換えられたのかどうか、そこですね。正職員の数全体がトータルではどうなってるのかちょっとお聞きしたいんです。これ、2回目の1つ目ですね。

それから、あと法務のほうは、これはもうお考えですからいろいろあろうと思いますんで 置いておきます。

それから、総合窓口につきましては、ないということでしたので、これはまたぜひ機会があれば何かの形で検討していただければと思います。全体の職員の数についてお伺いします。 川村委員長 植田課長。

植田人事課長 まずフルタイム会計年度任用職員が減ってる理由ですけれども、これは小・中学校の フルタイム会計年度任用職員がパートタイムの会計年度任用職員に変更になったということ でございます。

それから、職員数でございます。全会計でご説明させていただきます。令和5年度の会計年度任用職員以外の人数につきましては、上下水道事業も合わせた全体で353人となっております。内訳といたしましては、常勤職員が342人、再任用職員が7人、任期付き職員が4人ということでございます。令和4年度でございます。まず常勤職員でございます。329人、再任用が9人、任期付きが4人で、合計342人でございます。令和5年度につきましては、常勤職員が342人、再任用が7人、任期付きが4人、合計353人ということでございます。

それから、会計年度任用職員でございますけども、令和4年度フルタイムが15人、パートタイムの社会保険ありが286人、なしが179人でございます。それから、令和5年度でございます。フルタイムが6人、それからパートタイムの社会保険ありが322人、なしが162人ということでございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 市民の方々の行政に対する様々なニーズは多様化して増加しておるところからは、職員の方々が必要だということは分かります。また、会計年度任用職員がそういう形で増えていくということも理解できるんですけれども、私としてはやっぱりまとまった職としてあるものについては、これは正職員を充てるというのが原則だろうと思います。会計年度任用職員がどんどん増えるのではなく、やはり長く葛城市で働いていただくしっかりとした正職員の方をできるだけ私は採用していただきたいなと、職員の方の長時間労働は大変著しいものがありますし、今回、正職員の方も若干増やしていただいているということなので、今後そうした職員の方が増えることを希望しております。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

告村委員。

吉村委員 それでは、管財課が担当されていることにつきまして3点お伺いをいたします。

まず39ページです。4目財産管理費の12節委託料です。先ほど坂本委員が聞かれました新 庄庁舎ロータリーの上のところです。予算案の概要で言うと11ページになります。新庄庁舎 屋上・外壁改修工事設計業務委託料630万2,000円についてお伺いをいたします。以前、議員 控室からも天井から水が漏れたりとかしてて、雨漏りだったのか、それとも排水管の老朽化 によるものか、ちょっと覚えてないんですけども、それらも含めた対策なのか、どういった 屋根の工事というか、そういったことを具体的にお教えいただけたらと思います。

それから、2つ目は同じく4目財産管理費で40ページですが、公用車管理事業というのがあります。今、全国的に公用車の車検切れというのが問題になっておりまして、近隣市でもちょっと報道がありました。たくさんの公用車が車検切れてましたよと。葛城市におかれましては、車検切れの問題はこれはちゃんと管理されていますでしょうか。これ、大丈夫でしょうかということを2つ目お伺いいたします。

それから、3つ目が41ページですが、同じく財産管理費の13節使用料及び賃借料ということで、営繕積算システム使用料というのがあります。これ46万8,000円なんですが、令和4年度までは都市計画費の都市計画総務事業の使用料ということで費目が上がっていたものでありますが、担当が都市計画課から今回管財課に移されていますけれども、この理由についてお教えいただきたいと思います。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

新庄庁舎の屋上・外壁改修工事の設計業務委託についてでございますが、新庄庁舎は35年以上が経過しまして、今後も長期にわたりまして庁舎を利用するに当たりまして、屋上の防水機能について更新する必要があると考えております。また、令和4年度に行いました外壁の全面打診検査の検果によりましては、かなりの部分で庁舎の壁面に貼り付いているタイルと壁の間に隙間があることが判明しております。地震等の原因によりましてタイルが落下して直下におられる方に危害を及ぼすおそれもありますので、改修工事を前提に工事設計を行いたいと考えております。また、設計が済み次第、早期に工事を行いまいして危険除去を行うというふうなことを考えておりますので、その際には工事費をまた補正予算を計上したいと考えております。今回この工事費の中には、先ほどの議員控室の雨漏りの分については入っておりません。あれの原因につきましては、冷媒配管の詰まりで、あとドレンパンの一部に損傷がありましたので、その辺は昨年に修繕が完了しておりますので、あの部分で今すぐに水漏れが起こるという心配はないというふうに考えております。

あと、公用車の管理につきましてでございます。公用車の管理につきましては、公用車を 管理している所属長が自動車管理者となりまして、車検等の法定点検、ガソリン等の諸経費 等につきまして管理することになっております。年度ごとに車検と法定点検等を行いますの で、車両管理担当課は予算要求を行いまして、自動車整備工場に依頼、法定点検を行うよう にいたしております。

川村委員長 東総務部長。

東 総務部長 3つ目のご質問にお答えをさせていだきたいと思います。営繕積算システム使用料が 都市計画課から管財課のほうにということでございますけれども、これにつきましては建築 の一部等を営繕であります管財課のほうに集約したということで、こちらで計上いたしまし た。

以上でございます。

川村委員長 告村委員。

吉村委員 雨漏りの件についてはよく分かりました。ありがとうございます。

今し方、課長の答弁で、長期にわたってまた新庄庁舎も使いたいというふうなご答弁がありましたけれども、ファシリティの観点から今回屋根と、それからタイルの滑落については危ないですからそれもちゃんとやるというふうなことで、今後この工事を行うことによってどの程度の耐用年数を見込んでおられるのか、あるいは見込もうと思っておられるのかというふうなこと、これ2つ目、ファシリティの観点からお伺いをいたします。

それから、公用車の管理につきましては、各所属長あるいは担当課のほうでやってるというふうなことでありましたが、例えばその課とかで台帳とか使用簿というのはもちろん作ってやってらっしゃると思うんですが、これについては管財課のほうでは管理とかされているのでしょうか。それとも、もう各課に任せっ放しなんでしょうか。そっちを2つ目お伺いいたします。

それから、今し方、この営繕積算システムにつきましては、東部長は管財課のほうに集約をしたというふうなことでありましたが、ここで予算を組まれてるということは、例えばほかの課の、例えば教育委員会の軽微なそういう修理とかあったらそれはなかなか手が回らないと。各原課のほうでやるの大変だから、もう管財課のほうで見積りとかそういったことも、このシステムを使って管財課の職員でやろうというふうな意味合いでしょうか。その辺り確認をさせてもらいたいと思います。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

公共施設の今後の使い方につきましてですが、公共施設等総合管理計画にも示しましたとおり、建物につきましては20年程度で修繕を繰り返し保全管理を行うことが長期に利用できるという考え方を示しておりますので、その考え方に基づきましてこの辺の保全を繰り返しながら、できるだけ長く庁舎を利用していきたいというふうに考えております。

2つ目の管理の分につきましてですが、日常の管理使用簿、その辺は自動車管理者の下で 行っておりまして、管財課が適時管理をするということは行っておりません。ただ、事業者 ごとに安全運転管理者がいるような施設につきましては、最終的にはその帳簿を安全運転管 理者が統括して管理するというふうになっております。

最後のご質問ですが、FM担当課に職員を配置するということは、市の施設全体の予防保全につながるという考え方からというふうに考えております。建物につきましては、維持管理の考え方や方法、修繕に関しましてはどのようにすればよいかなど、建築技術職員を中心に適時相談には乗っております。見積り等の細かいことにつきましては、場合によっては業者に依頼したほうが的確な金額が出るという場合もございますので、全てが全てということでは考えておりません。ただ、内容によっては積算業務を行うということも行っております。見積りの仕様等、範囲について、どこまで見積もっていいかというような内容の相談等は助

言等もさせていただいております。 以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 承知しました。まずファシリティの新庄庁舎の改修の件ですが、20年ごとにおおむねやられるということで、できるだけ大事に使おうというふうなことは理解をいたしました。

それからあと、実際、ニュース等でほかの自治体の例ですけれども、見落としがあって車 検切れの車が走ってしまってたというのがありますので、やはり各課でしっかりと管理をさ れて、どうしても漏れみたいなものがあるかもしれませんので、この辺りできる限りダブル チェックといいますか、そういったことをして漏れがないように確実にやってもらえるよう、 またシステム等も考えていただけたらというふうに思います。

それから、この営繕積算システム、これで今、倉田課長からご答弁ありましたように、軽微なものとかそういうふうなものはやったりとか、それからあるいはもう管財課のほうからちゃんと助言もされるということですので、これによって原課の職員も安心していろいろな業務に当たれるということも含めて、お互い協力していけたらいいなというふうに思いました。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 そしたら、システム系のところ、恐らく誰も質問ないと思いますんで聞いていきたいと思います。ちょっと数多いんでぱっと分けますので、まず最初の3つから行きますね。

38ページ、2款総務費、2目文書広報費、13節使用料及び賃借料の中の電算機器等賃借料、これ多分ホームページのサーバのことだと思います。去年もこれ確認させてもらってるんですけども、去年その際に確認したときに、昨年度は新しいホームページになってということでご回答いただいてまして、その際に宿題としてお願いしておいたことがあって、古いホームページに載ってた情報が新しいホームページで更新されてないので、古い情報を見れるようにしといてくださいよとお願いしてたんですけども、いまだに確認できない情報が、古い合併以降の当初の頃のやつがまだ見れないのが結構あるんですけども、その辺りの対応はどうなってるのか、これがまず1点です。

2点目、43ページ、2款総務費、1項総務管理費、この中の委託料の基幹システム標準化対応作業委託料、これ新となってますね。概要でいくと13ページになります。359万7,000円です。その下に中間サーバコネクタ使用料とあるんですけども、これ明細がその辺がよく分からないんです。新規の一応対応せなあかんなというのは分かるんですけども、その下にある中間サーバコネクタ使用料と概要にはありますけど、これが一体どこに含まれてるかというのを教えてください。まずそこです、2点目。

3点目、次のページ、44ページの、この中の13節使用料及び賃借料のソフト等使用料とあります。これも概要でいくと13ページから14ページに当たるところなんですけども、この中の統合型GISの利用料、昨年が98万1,000円に対して今年は192万9,000円に増えてます。

メールシステム利用料、これも昨年48万7,000円に対して今年121万3,000円に増えています。新規としてファイルサーバ・ADサーバ、アクティブディレクトリサーバのことだと思うんですけれども、その賃借料が新規で370万3,000円増えております。この辺り、この増額の理由がまずお聞きしたいのと、ADサーバ、これ恐らくセキュリティの関係で導入されていると思います。そのアクセスできるファイルの権限を役職ごとで区切ったり、部門ごとのドメインで分けるという設定を多分するはずなんです、これ使うということは。ということは、そこで運用ポリシーが絶対必要になるんですけども、運用ポリシー、セキュリティポリシーはちゃんと設定されているのか。以上についてお聞きします。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

私のほうからは、ホームページの過去の実績というところでご質問いただいている件についてご説明させていただきます。昨年ですけれども、委員のほうからは過去の実績、プロポーザルですとか入札の実績なんていうのが見れないというところもご質問いただきました。現在はそのコロナの件ということのご質問もいただいておりますけど、まず前回に質問いただきましたプロポーザル、そして入札の実績につきましてご説明させていただきます。

まず、プロポーザルにつきましては、現在募集しているものなどが隠れてて見えにくくなっているという状況がございましたので、その結果を公表し、しばらく経ったものは非公開ということになっておりましたけれども、ご指摘をいただきまして、過去のプロポーザルのページを作成させていただきまして、そこに全て掲載することにより、募集中のものと整理して掲載をさせていただいているという状況でございます。

また、入札の実績につきましては、公開期間というのが要綱で決まっておりますので、期間が過ぎたものについては非公開というふうにさせていただいております。

今ご質問いただきましたコロナの関連というのは、どういった情報であるのかというのは 詳しく教えていただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

川村委員長 今の質問に対して先にもらいましょうか。

奥本委員 ちょっと私、言い方まずかって、コロナは関係なくて今のお答えで結構です。 **川村委員長** 西川課長。

西川情報推進課長 情報推進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま2問目のまず質問でございますけれども、基幹システム標準化対応作業委託料についてでございます。本件につきましては、令和7年度完了を予定しております基幹システムの標準化に向けて、国から示されている仕様と現在使っております端末の仕様のほうと比較を行いまして、今後予定しております国の標準仕様システムの導入時の仕様書の作成の際の資料や、現ベンダーからの移行計画の作成及び標準化に向けての会議等へベンダーの方に出席をいただいてアドバイス等を受けることを含めた委託料となっております。

中間サーバコネクタにつきましては、今回、使用料という形で予算のほうを計上させていただいております。

あと、委託料の中には機器の保守委託料ということで、電算室の空調機器の保守委託料、

また住基ネットシステムのサポート補助委託料を含めまして、合計397万6,000円となってございます。

川村委員長 あと、運用ポリシーのことで。

西川情報推進課長 今申し上げましたファイルサーバ・ADサーバの賃借料に係るご質問でございますけれども、そういったポリシーにつきましては当然定めさせていただいております。 以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 まず1点目の件につきましては、一応昨年度お願いしていた件に対応してもらったということで、ありがとうございます。ちょっと私の探し方が悪かったんで見れないというふうに申し上げましたが、そこは訂正させていただきます。

入札のところに関しては、公開は期限があるということですね。ちょっとこの辺、私理解 しておりませんでした。ありがとうございます。

それから、2点目のところのどこに入っているかというところです。中間サーバコネクタのところが電算機器賃借料の中に含まれているということですね。了解いたしました。

3番目のところのADサーバーのところで、当然ながらセキュリティポリシーが定められているということで、これ当然だと思います。ただそれを、そのドメインを管理して権限で運用する方の担当者が理解しているかというところが一番問題なんです。それがないと、セキュリティ、せっかくのこういう高価なサーバーが運用されてても、そこが理解されてないと困りますので、その辺はやっぱり使われる方に対してそういう講習会なり勉強会なりは重々やっていっていただきたいと思います。これはもうお願いとして置いておきます。

以上です。

川村委員長 ここで暫時休憩をいたします。再開は、14時40分から再開いたします。

休 憩 午後2時27分

再 開 午後2時40分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願いします。まず1個目は先ほどの吉村委員の続きなんですけど、車検の件なんですけど、そうであろうなんですけど、それでもそういうことが起こらないようにという意味で、業者とかに頼んだら、今月あの車、車検ですよというはがきが大体来ると思うんですよ、皆さん。それを管財課で一斉に受けといたら、そんな漏れなくなると思うんです。そんなはがきは来ないんですかねというのがまず1つ聞きたいんです。

次が、42ページの2款総務費、1項総務管理費の上の放置車両撤去事業、これ概要のところによると駅前自転車等駐車場管理用消耗品になってるんですけれども、これ前も条例をつくっていただいて自転車を管理しようという話なんですけど、こういうことをやっていただくんは分かるんですけども、見に行って何か改善されたとかあるんですか。駅行っても、どこの駅とかは言わないですけども、100%使ってない自転車が山ほど停まってるんです。そ

の辺の管理の状況というのは、こういうのをつくっていただくんはいいんですけども、どう なってんのかなというのをお聞きしたいです。

次が、48ページの1項総務管理費の18節特殊詐欺等防止対策機器購入補助金、これは特殊 詐欺の防止対策として電話機の交換費用を補助という話なんですけど、これやっていただく んはすごいありがたいんですけど、この葛城市内でこういう特殊詐欺等々の被害はどれぐら い、ほんでどれぐらいそういう電話があるからこういう対策されるんかなと。そういう詐欺 的な電話がどれぐらいかかってくるというのは把握されてるんですかね。この3つお願いし ます。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

公用車の法定点検、車検もしくは1年点検につきましては、もちろんおっしゃるとおり業者のほうからぼちぼちですよというはがきの案内がございます。車の名義が葛城市長になっておりますので、総務課のほうに全て届きます。相手先が市長になってますので、どこが所管する車か分からないということで、管財課のほうで車両の管理データを調べて当該課のほうに、一応はがきが来てるということでレターケース等に入れて啓発をするというふうにはさせてもらっております。

以上でございます。

川村委員長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えをさせていただきます。まず放置自転車の管理 状況でございます。禁止区域を市内全か所10か所ありますけれども、設けさせていただきま して運用しておるんですけれども、議員お述べのずっと置いてある自転車があるんじゃない かということでございます。5月に貼り紙をしまして、3か月後の8月に撤去するといった 流れで今年度はさせていただきました。それで、年1回しかしてなかったというのが現状で ございますけれども、今後そういった放置自転車等の撤去に関しましては、その回数を増や していって、そういったことのないように努めていきたいなというふうには思っておるとこ ろでございます。

それとあと、3つ目の詐欺の件数でございますけれども、令和4年度の上半期で葛城市におきましては2件ということで聞いております。被害額が260万円程度ということになってございます。

以上でございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 車検の件に関してはそれであったらダブルでチェックできるので、それで職員の方々のミスもカバーできるということで安心しました。そこはそれでよろしいです。

あと、自転車のやつも、5月から8月の間でそこは一旦解決しても、8月1日から次の4月31日までが放置やと思うんです。僕、先週立ったときに思ったので、その辺も逐次、どっか行かれるときに管理できるような体制、せっかくこういうええのつくっていただいてるん

でお願いしときます。

特殊詐欺のほうは、この被害に遭われた方が2件なんですが、こんな電話がかかってきてみたいな統計はないんですかね。そんな被害に遭ってないけどこんな電話あったよみたいな統計が。あと、もう1個聞きたいんは、ここに書いてあんのが、このカラー版のところに書いてあんのが、特殊詐欺被害の防止の対応電話機への交換費用の一部を補助しますと書いてあるんですけど、いろいろ調べたら特殊詐欺の対策電話なんか8,000円やそこらであるんです。高いのもあるんですけど、それ一部と、上限は1万円ですよね。これ、8,000円だったら8,000円出るんですかね。3分の2とかそんなん書いてないから、8,000円だったら満額出ますよという考え方なのかというのをちょっとお願いします。

川村委員長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。まず1点目の被害の特殊詐欺のアンケートいうのを取られておりまして、1,621の回答がありまして、相談が1,472名いらっしゃって、そのうちの被害が149件あったというようなアンケート結果も出ておるところでございます。それとあと、2番目の補助額でございますけれども、今、副委員長がお述べの、要は8,000円やったら8,000円を補助すると。上限がただし1万円ですよということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。こういう特殊詐欺をかけるリストみたいなんがあるみたいなので、こういった方々を優先的に案内していただいて、もう同一のリストが回ってるというのが僕ちょっと調べたら載ってたので、こういった方々から先にアナウンスしていただいて、しっかりかかってきたときに対策できるよう、せっかくやっていただくんでしっかり効果があるように使えるようにお願いしておきます。

以上です。

川村委員長 関連で、吉村委員。

吉村委員 今の杉本副委員長の関連で、特殊詐欺等防止対策機器購入補助金について伺います。これにつきましては、非常に葛城市も導入されるということは評価をさせていただきたいと思うんですが、要は周知ですね。こういったものについては、こういう助成金がありますよというのはどのようにお考えなのかということと、それから併せて、機器のこういうふうな助成金を出しますよということと同じぐらい大事なのはやはりこういった特殊詐欺が流行ってますよという周知だと思うんですが、これについてどのようにされていくのか、ちょっとお伺いいたします。

川村委員長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまの告村委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず周知方法でございますけれども、まずもって市のホームページないしは市のLINE 等、防災行政無線も使いまして、これ65歳以上の方というふうに限定をさせていただいてお りますけれども、市の寿連合会とかの総会でありますとかそういったときに、こういう制度 がありますといってチラシをお配りさせていただいて周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 対象が高齢の方ですので、今おっしゃったみたいに高齢の方に届くようによろしくお願い いたします。防災行政無線も使っていただけるというふうなことですね。

それから、ほかの自治体で導入されている例であれば、例えば募集金額というか、そこに達したらそれでもう打ち止めというふうにされている自治体もあろうかと思いますが、これ予算が30万円なんですが、この30万円に申込みが殺到して届いた場合は、その後はどのように考えておられますでしょうか。

川村委員長 東総務部長。

東 総務部長 30万円を超えたらどうかというところでございます。初年度、30件分を見込んでおります。近隣の市町村がやられたところの初年度の実績を拾いまして、この30万円というのを一番上限で取らせていただいたところなんですけども、もしこれがもういっぱいになりますと、またどっかの段階で補正を組むとかいうのも考えていかんなんかなというふうに思っております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 特殊詐欺によって被害を受けられる市民の方が少しでも減るように、なくなるようによろしくお願いいたします。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 私のほうからは、39ページの2款1項4目の新庄庁舎管理事業の中の12節委託料の清掃委託料なんですけども、令和4年度から比べて約90万円ぐらい増えてるんですけど、清掃するところが増えたんかどうかと、その辺何で増えたんかというところを教えていただきたいのと、続いて款、項、目は一緒で、41ページの市有財産管理事業なんですけど、緑化植栽等管理委託料、これも令和4年度から百数十万円、130万円ぐらいですかね。これも増えてる。これまた内訳を教えていただきたいというところと、同じページの41ページで款、項、目一緒です。庁舎機能再編推進室のところの報償費、これ概要書のほう12ページを見ると20万円の報償費が付いとるんですけど、多分、當麻複合施設設計業務選定委員に対する報償やと思うんですけど、どういう形式でまずこの設計、これ債務負担行為の中で當麻複合施設整備設計業務委託というところで出てるんですけど、それに対してこの業者で決めてええんかという選定する人らの報償費やと思うんですけど、どういう形でプロポーザルを行ってやるのか、どういう形でこの選定委員を、またどういう方を委員として考えられてんのかというところを教えていただきたいと思います。

以上、3点を。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の新庄庁舎の清掃についてでございます。令和5年の5月まで長期継続契約ということで3年ほど前の数字をそのまま令和4年度については使っておったんでございますが、令和5年の5月以降にはまた再度選定がありますので再度入札と。3年前と比べますと人件費等いろいろ高騰しておりますので、金額を高めに設定しないと応札業者もなかなか集まらないというおそれもございますので、そういうふうにさせていただいております。

次の2点目の市有財産の緑化管理についてでございます。市が管理している普通財産でございまして、近隣の住民に迷惑をかけないように定期的に除草作業を委託しておりました。令和4年度までにつきましてはシルバー人材センターのほうで業務の委託をいたしておりましたが、現場が急斜面ということ、シルバー人材センターの会員の高齢化問題もございまして、危険を伴う場所での作業は不可能であるということで、令和5年度以降は委託を断られたということもございます。今後につきましては放置するわけにもいきませんので、民間業者に委託する予定でございます。委託料の単価が民間になりますとちょっと増加していきますので、シルバーと民間ではその辺の差額が出るということでございます。今回このような増額になっておりますが、またほかにも別の管理地で近隣の土地所有者に迷惑をかけてる場所も新たに把握しておりまして、その場所も委託する必要があると思いますので面積も増えるということでございまして、金額が増加になってるということでございます。

以上でございます。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

3点目の質問についてでございますが、この報償費につきましては、令和5年度以降に當麻複合施設の設計業務を委託するに当たりまして、その委員となる方の報酬ということで予算を計上させていただいております。なお、どういう形でその業務の委託を行うのかということなんですけれども、今考えておりますのは公募型プロポーザル形式で行おうと考えているところです。また、どういう方を委員に選定するのかというところでございますが、2名程度外部の有識者として建築の専門分野の方に依頼する予定をしております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 新庄庁舎の清掃委託料に関しましては、3年間のこの長期契約の中で人件費が上がったというところで、これはもう了解いたしました。分かりました。

その次の緑化植栽等管理委託料、これ130万円ほど上がってて、今までシルバー人材センターでやってるんやったけど、民間の委託、例えば造園屋とかそんなところに委託せなあかんから増えたと。これ急斜面と、場所はどこら辺なんかというのをまた教えていただきたいと。内容については分かりました。その金額のアップについては分かりました。

當麻複合施設設計業務選定委員報酬費、これは今どういう形式で考えられてるかというと 公募式のプロポーザルと、その中に選定委員の方が2名入っていただくような形やというこ とですね。それで建築に携わると、これは幅がかなり広いんですけど、よくあんのはどっかの建築を専攻されてる大学の教授の先生であったりとかいうところになんのか、多分企業というのは厳しいんちゃうんかなと思うんですけどね。例えばどこかの建設会社のゼネコンの誰々とか設計事務所の誰々というのは。その辺ももうちょっと詳しく教えていただきたいのと、基本的に今、基本構想に入っていただいているところというのは、僕前も話したと思うんですけど、そこについてはこのプロポーザルに参加する資格があんのかないのかというところもちょっと話聞かせていただきたいんです。要は基本構想のほうをつくっていただいておりますよね。そこの辺も教えていただきたいというところでございます。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

まず市の市有地の急斜面のところでございますが、當麻のイトーピアの周辺の法面の上に 結構斜面のきついところがございまして、シルバーのほうでは無理やということで、それを 今後民間のほうにというふうに考えております。

もう1点新しくというところでございますのが、寺口の葛城山麓公園の近くに、昔パイロット事業をしたところがございまして、そこの残地が市で管理しているところがございまして、昨年の大雨のときに管理が行き届いてなくて水路のほうで事故等がございましたので、今後についてはちゃんと管理していけというふうなことも言われておりますので、委託料を計上したというのが経緯でございます。

以上でございます。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 2点目の質問になりますけれども、この選定委員の外部有識者の方につきましては、委員おっしゃるように大学の教授、それも建築を専門とされている方を想定しております。また現在、基本計画を策定しておりますけれども、その基本計画を請け負っている事業者が今後この設計業務委託に参加できるのかどうかというお問いだと思うんですが、私が考えてますのは参加できると考えております。といいますのが、もともと今、當麻文化会館を全面改修するという想定をしておりますが、その當麻文化会館を設計した事業者も設計書が元請け業者ということで有利になるかと。また今、基本計画を策定している事業者も有利になるかとは思うんですけれども、公募によりプロポーザルを行うという考えであります。

川村委員長 西川委員。

西川委員 まず緑化のところについては、やっぱり近隣の方に迷惑をかけたらあかんので、シルバー の方でできひんのやったら予算を増やしてでもやらなあかん、これはもうそのとおりやと思 います。そやから、ぜひとも近隣の方々に配慮いただいてしっかりとやっていただきたいと 思います。

この選定委員についてはもういいですけども、やっぱり基本構想のその元請け、どこでしたかね、あれ。何々設計やったと思いますけど、そこが入るというのは、それは元設計のところが入るというのはそれは分かりますけど、それが有利に働くかどうか分かりませんけど、

今やられてるところも一緒にして考えるというのは、これほんまにほかの事例もよう見てください。基本構想やられてるところがこの設計のところに入るということは事例としては多分少ないと思うので、正当な公平に設計の評価というかできるんかどうかのところもちょっと見ていただきたいなと思います。副市長しかめっ面してはるけど、僕はよう知ってますねやんか。やっぱり基本構想からそこが入らんと、そこは監修という形で入らはるときがあります。例えば大御所の設計屋とかいますよね、名前の知れた。そういうところはそういう形でやられるところも多いし、そやから1回しっかりと、もう一回事例を参考にして考えてもらえたらなというところでございます。

以上です。

川村委員長 答弁はどうしましょうかね。ありますか。ないですか。理事者、今のことに対しては。 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問になりますけれども、事例というのは委員おっしゃるように、確かに数少ない事例はございます。レアなケースということで、その辺も併せまして 検討させていただきたいと思います。

川村委員長 西川委員、よろしいですか。

西川委員 これでもう。

川村委員長 そしたら、ほかに質疑はありませんか。

谷原委員、関連ですか。

谷原委員 當麻文化会館複合施設問題について、これちょっと大きい話ですんで。1つは、市民説明会もやられました。その声を受けて今回予算を出してこられたんですけれども、議会としても必ずしも特別委員会の中でゴーを出して複合施設化ということに行ってるわけではないと。だけど、今回予算で出てきたということは、これで文化会館は複合化しましょうという予算をつけて議会に出してこられたわけですので、ここを市民説明会を受けてこういう判断に至ったところをまず理事者側のほうで説明していただけませんでしょうか。市民説明会の中にいろんな意見が出てきたわけです、複合化についても疑問点が。それで、その結果を受けて今回の予算特別委員会では予算を提案されたので、そこを説明していただけたらと思いますので、1つ目ですね。

それから、2番目ですけれども、西川委員が指摘したところの設計業者の選定に当たって 公募型のプロポーザル方式で行うということなので、その選定を行う委員を今回予算で上げ てこられたということでよろしいですよね。これ再度確認ということですけど、大学の先生 等いうことだったので。これで選定していく場合の期間、どれぐらいの期間かけてどういう 形で進めていこうとされているのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、3番目は測量設計の費用が42ページのほうになりますけれども、2款総務費の 1項総務管理費の4目財産管理費、事業説明、予算書の42ページですね。そこに12節委託料 として測量設計等委託料ということで1,271万6,000円計上されています。これはどういう測 量ということになるのか、なぜこういう測量が必要なのかということを含めてお聞きします。

川村委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず1点目の複合化についての経緯についてですけれども、令和3年1 月にこの特別委員会を設置していただきまして、その委員会ではまず當麻庁舎の危険性を排 除するために除却を行うと。それが短期的にまずは優先にそれをしないといけないというこ とで進んでまいりました。その當麻庁舎を除却するに当たって、當麻庁舎にいる職員をその 部署を移転しないといけないということで、現當麻庁舎ですけども、旧の當麻分庁舎とそれ からこの新庄庁舎のほうに職員が移ってきたと。そのときには総合窓口課が設置されて、こ の総合窓口課も令和4年1月から供用開始をしております。そうした庁舎の機能をどうする かと、サービスを低下しないためにどうするかということを検討してきた結果、當麻庁舎周 辺にある施設、図書館であったり分庁舎であったり、文化会館も30年以上経っているという ことで老朽化しているということも含めまして、その庁舎機能を周辺施設に配置するのにど うしたらいいかということを特別委員会のほうでも詳細調査ということで予算をいただきま して、その調査をしました。その調査していく中で、当初は4つほど案があったんですけれ ども、それは全て庁舎機能をどこかの周辺施設に入れたときにどういうふうになるかという ことを検討してたんですけども、更に詳細調査では新たに複合化という今の當麻文化会館に 全面改修をして、庁舎機能、それからそれらの周辺施設の機能を入れようという複合化案と、 もう一つは新たに新規で中規模程度の庁舎を建てようという案が出てまいりました。そうし た6つの中から詳細調査を行いまして、特別委員会で資料を提出し説明させていただいた中 で、一番合理的といいますか、費用もかからずCO2の削減もでき、建替えというよりか全 面改修と言いますけれども、基礎のベースは残したまま全面改修をしようという方法につい ていろいろと議論いただきました。そうした中、基本方針というものを令和4年7月に策定 させていただきました。その基本方針を策定する前にも市民アンケートというのも6月にさ せていただきまして、アンケートは1,600部配布しまして、回収が673件、回収率が42.1%で ございました。アンケートと基本方針を踏まえまして、今度は基本計画を策定しようという ことで今年度動いておりました。その基本計画を策定するに当たりましては、市民の方の意 見を聞くためにワークショップというものをしようということで、令和4年10月から12月の 3か月にかけて合計3回ワークショップを行いました。そのワークショップの第1回目のと ころでも、この複合化を今、検討しているんですよということは、市民の方に口頭で説明を させていただきました。その説明をした上でワークショップという作業に入っていただきま した。これが3回行われました。今回、基本計画を策定、もうすぐできるんですが、その策 定後にはパブリックコメントも今後していく予定をしております。委員おっしゃったように、 令和5年2月23日でしたか、祝日だったんですけども、當麻文化会館のほうで市民説明会と いう形でその基本計画案の中間報告会をさせていただきました。そちらの報告会でも冒頭に、 これまでの議会で議論していただいた経緯につきまして、それからその當麻庁舎周辺の施設 の老朽化が進んでいるんですよ、またファシリティマネジメントの観点からも財政の面から もこういった複合化を進めていくんですよという説明はさせていただいたんですけれども、 その中間報告会ではやはり市民の方からはいろいろなご意見を頂戴しています。まずはその 3つの施設を1つにするわけですから、全部の機能というか、そのものが入らないんじゃな

いかという厳しいご意見もいただいております。また、各関係されている団体からも、なくさないでほしいであるとか、サービスは低下させないようにしてほしいというようなご意見も頂戴しております。そうした経緯の中で今、複合化が最もよい案であるということで、今回この令和5年度の予算にも、設計であるとか、それから跡地のことについても予算を計上させていただいております。なお、この令和5年度の事項別明細にその経費等が載ってきてないのは、これは債務負担行為ということで、令和5年度から令和6年度までの2か年で事業を行うという予定をしておりますので、今回の令和5年度では事業執行はしないということで載せてないんですけども、債務負担行為にのせているということでございます。それから、設計の選定委員は外部の有識者、特に大学教授の方になっていただくんですが、その期間ですけれども、まずは令和5年度で設計といいましてもまずは基本設計を行っていくんですが、その設計のところの選定委員会というものを立ち上げまして、それで委員お二人と庁舎内の職員とでこの公募型プロポーザルの事業者選定を行っていくという予定をしております。

それから、3点目の測量設計になりますけれども、こちらはその當麻複合施設を整備するに当たりまして、その整備用地の測量業務というものを委託するもので、現状の當麻文化会館の前面道路や隣接する施設との境界について未登記のものがあること、それから現状の北駐車場及び池の敷地については筆界未定地となっているために、當麻複合施設整備用地と、それから當麻複合施設の周辺エリアの敷地の確定、それと現況等測量並びに地籍更正と分筆登記を行うものであります。今後この複合施設の工事施工の際には建築確認においても必要となるものでございますので、予算計上させていただいたところです。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後のところの説明でありました測量設計等委託料につきましては、周辺も含めてということだったので、それは了解いたしました。しかし、そうであれば、余計なんですけれども、最初に質問のところに戻りますけれども、市民説明会をやりましたと、中間報告でしたと。でも、突然予算が今、出てきてるんですよ、議会にね。本来だったら當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会もあって議論してきたわけですから、跡地利用のことについても議会でも関心もあってやってきたわけですね。それが今、ぼんと出てきていると。だから、どういういきさつでこの予算まで来たのかなと私は疑問なんですよ。市民にも説明してた。しかし、その市民に対する回答がないまま予算で審議するいうことになってるので、そしたらこの場できちっと中間報告で市民からこういう意見を受けたけれども、いや、そういうことを受けながらこういう方向でいくこととしてこういう予算を出しましたという、何かそういう説明をいただかないと非常にのみ込み難いようなところが出てくるので、よかったら、これは理事者側の主張も含めて、市長も市民説明会で前へ立って説明されたわけですから、その説明を受けた後、こういうふうにして複合化で予算を組んでいきますということをちゃんと言っていただかないと、何かなし崩し的に進むような気がするので、もしそういうことで何かご回答、ご答弁があればよろしくお願いしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、公募型プロポーザル方式でやるということなので、選定のための外部有識者ということですけれども、このスケジュール的なところも全く我々に知らされてないのでここで聞いたわけですけれども、ぜひこういうことについても當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会できちっと上げていただきたいなと、報告していただいてぜひ進めていっていただきたいなと、これは意見だけ申し上げておきますので、最初のほうので何か市長等ありましたら、よろしくお願いします。

川村委員長 そしたら、市長答弁して、今の谷原委員の説明に対して、要するに複合化にするという ことを決めた経緯、市民説明会からその以後に……。

(発言する者あり)

川村委員長 じゃあ、吉田室長、もう一回そしたら答弁をお願いします。

吉田庁舎機能再編推進室長 この當麻複合施設の整備に係る全体スケジュールになりますけれども、 この令和4年度に基本方針を策定します。令和5年度から令和6年度にかけまして、2か年 にかけて設計を行います。設計ができた時点で令和6年度の後半から令和7年度にかけまし て、今度は工事施工に入っていきます。実際に複合施設が完成する予定としていますのは、 令和8年度中の供用開始を目指しているところでございます。

川村委員長 今の答弁で趣旨が合ってますか。

谷原委員 趣旨はちょっと違うんですけど……。

川村委員長 もう一回再質問してください。

谷原委員 私が聞いたのは、もうそういう説明は当時の市民説明会の中間報告の中で聞いております。 し、議会でも聞いております。こういうふうにやってきて、こういうスケジュールでいくと。 しかし、市民説明会は中間報告でした。その後、我々、決定に至るまでのことを何も聞いて なくて今回予算が出てきたので、どこかで中間報告はしたけれども、最終的に市民の意見を 聞いて複合化でいきますということをどこかで決定されたと思うんですよ。というのは、市 民の中からは、出席されたからご存じのとおり、ワークショップでも複合化ありきで話をし てくれになってたけど、そもそも複合化ありきなんか聞いてないということでワークショッ プのときもいろいろ意見が出て、市民説明会でもまたそういう意見が出てきたんです。つま り、複合化について納得してないよという市民の声があったんですよ。あったから、でも今 回は複合化でいきますという予算が出てるわけですから、そういう市民の声もあったけれど も、こういう形で出されたことについての説明が要るんじゃないですかということで、その 説明を求めたわけです。つまり、中間報告をやって市民説明会で意見があったと。それにつ いて発言しきれなかった人は発言をペーパーに書いてそれも公表しますとか、いろいろなこ とをおっしゃった。その後何もないんですよ。今日は突然こう予算案で出てきているので、 市民の方も見ておられると思いますので、そしたらこの予算が出るに当たって、複合化につ いては進めたいということをはっきり言っていただかないと、案だけさらっと出されて、そ ういえばそうなんだけれども、そこを中間報告から後、市民説明会の後、こうなった決定に 至ったことについて説明していただいたら、中間報告からここの決定に至るまでの説明をし てほしいと言ってるんです。中間報告まではずっと説明は聞いてるんですが、中間報告から

ここに至るまでの判断の理由を聞きたいということなんです。

川村委員長 谷原委員が求めてるのは、要するに複合化でやりますよという決定した市民説明会の中で、そこにその後も複合化を聞いてないというふうな市民の意見があったので、今回のこの委員会の中で複合化を決定しましたよというときは、例えば當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会のどのときにそういったことを発表したかということも含めてその経緯について言っていただければそれでいいのかなと思うんですけども、どこで議会に報告し決定になったかというところをきっちり答弁していただけたらもうそれでいいのかなと思うんですけども。

阿古市長。

阿古市長 ご意見ありがとうございます。當麻庁舎の危険性排除に伴いましての議論の中でいろいろ と、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を設置していただいて、もう 解体のところから加わってやっていただきまして、本当に感謝しております。まず、解体を 優先させていただきたいと。人命を最優先に考えた中で解体をまず優先させていただきたい。 その中で、そのエリアの當麻庁舎を解体後にどう活用するのかということにつきましても含 めて、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会のほうでずっと議論をして きていただきました。その中で、庁舎機能再編推進室長のほうから話もありましたように、 いろんな案を提示させていただきまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特 別委員会の席でどういう形のものが一番いいのかという議論を行政と議会とが一体になって、 ある種、設計図的なものを作らせていただいたというのは非常にありがたいと思っておりま す。通常ですと、ある種、行政のほうがこういうようなものでというものを出してきて、そ の中で議会の判断を仰ぐということが多いんですけども、今回の事象につきましては過程が、 非常にタイトな時間の中でございましたので、造り上げの部分もスタートのラインから一緒 にさせていただいたと理解をしております。その中で、複合化施設の在り方につきまして、 議会の一定のご理解をいただいた中で議論を進めさせていただいていると認識をしておりま す。その中で、複合化するに当たりましてワークショップ等、それも複合化を前提としたワ ークショップをやりますということをたしか打ち出した中でのワークショップを開催させて いただきました。それと基本計画と、今現在出してきている予算もそうなんですけども、こ の日程の中で議論を更に進めながらいいものを、市民の皆さん方に喜んでもらえるものを作 り上げていこうというところでございますので、複合化につきましてはある種、行政も議会 も共になってのご了解の上に進んでいると理解をしております。そのことにつきましてもし あれでしたら委員会録等を確認していただければありがたいと思いますけども、行政といた しましては、当然のことながら市民の代表である皆さん方に共にご理解をいただきながら進 んできてると思いますので、複合施設についてこれは新たな話ですねということにはなって いないという理解をしております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 言いっ放しになりますからあれですけども、議事録を確認していただいたらいいかとは思

うんですけれども、複合化案につきましては確かに議会として経費の点から合理的な案が出 てきたということで、この案を作ることについてはぜひたたき台として何か案を作らなけれ ば議論が進まないということで、それはいいですねということで、それなりの費用も使って この複合化案はできたわけです。しかし、その案について議会として了承してるということ ではないですよと。なぜかというと、行きつ戻りつがありますよと。総論では複合化は賛成 でも、実際に議論する中で全部入らないと、いろんな機能が入らないということになれば、 それは行きつ戻りつがありますねということの中で、当時の委員長が収められて進んでると ころがあるので、おおむね皆さんの中では評価はあったとしても、議会でそれをオーケー出 して、じゃあこれでゴーということではなかったんですよ。だけど、その間いろいろ説明も されたり、市民説明会もされて、いろんなことをやってこられました。だけど、市民からも やっぱり納得できない声もあったので、そして今回こういうふうなことで案が出てきた。予 算としてきちっと予算案として複合化を進めていくということの、お金も含めて措置すると いうことになりましたので、そこはきちっとけじめをつけたほうが私はいいと思ったので発 言させていただきました。私の気持ちとしては、そういうふうに私自身が発言して当時の委 員長が収めたいうことも私は記憶してましたし、議事録を見て私もそれは確認したところな ので、確かに案を作ることについてはそれは議会は了承しております。しかし、この案でい くということではなくて1つのたたき台だと、1つ作るということでやらないと進まないか ら作るということだったというふうに了解してますので、だけどこの案でいくということで 出されたいうことについては、今、阿古市長が説明されたので、それで阿古市長の説明とし てはそういう説明だなということで了解いたしました。

以上です。

川村委員長 この件に関して、奥本委員、何か。

奥本委員。

奥本委員 先月17日でしたか、この當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の協議会を非公開でしたけどやりまして、その中で谷原委員のほうから、今の複合化が決定しましたかという質問がちょうど出されました。私も議事録の詳細まで確認してませんでしたので、その席では議事録を確認しますということで終わっておりました。その後、もう協議会なり委員会を開く時間がなくて今に至ってるわけなんですけども、私、当時の議事録を確認したところでは、複合化という方向性だけ、さっき市長の答弁にあったように、方向性はいろんな案の中でその方向性でいくというところはその當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の中で話されておりました。ただ、この案の中のどれでいくというところまでは特に決まった形跡はありませんでしたので、ただそこについては次回のこの當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会が開かれた段階で、今の谷原委員のご質問に対する答えをしようかなと思ってたところなんですけども、だから現状はまずどの案という確定は當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会ではしてませんし、これでオーケーということも議会としては何も出してない。ただ複合化という方向性だけを確認したというところだけは申し添えておきたいと思います。

川村委員長 ちょっと私から確認なんですが、今、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特 別委員会で方向性を示されたということについては當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に 関する特別委員会の委員長のほうからも言及がありましたけれども、今回は予算の枠取りと いうことで予算の審査ですので、これ以後、スケジュールによってこういったことが計画的 になされるという範囲の中で、また當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員 会に諮られて決定していくこともこれから段階踏んであると思うんですが、今、予算を取る 取らんという話になってきますと、この複合化の最終的などういう配置かというところまで まだ決まってない状態なので、この予算についていいか悪いかという審議の中には非常に柔 軟的な対応ということも含まれておりますので、私はそういうふうに思っておりますが、最 後、答弁でそういったこれから今後の計画についてのざっくりした當麻庁舎の危険性排除に 伴う機能再編に関する特別委員会との報告の中でどんなふうに進めるかというようなことが もし答弁でできるんであればお願いをしたいと。でないとこの話は今、谷原委員が言われて る複合化にしていいよということを言ってないのではないと私も思っていますが、それをほ ぼほぼ方向性は議会も一緒になって決めたということについてはその方向だということは、 今、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長の奥本委員も言われま したので、この予算の枠取りについてこれから議会とどういう審議になっていくのかという ところら辺は分かる範囲で答弁していただきたいのですけれども、先に委員長、言うてくれ はりますか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっとまだ全文確認しきれてない。今見る限り、前委員長のときに谷原委員が複合化についてのことを質問されてます。それで、そのときの委員長が、それについては全部が決定事項ではないということで今は認識しているという回答されて、副市長のほうから、今回、複合化で決定したら、全然イメージどおりではないけれども、必ず複合化でいくなんて、そんなナンセンスなことは我々も思っていませんという、ただ大枠を決めていただかないと1つずつ進めていかないと手戻りになるという、そういう答弁がやり取りされてるんですよ。だから、これでいく、複合化の方向性でいくというのはやっぱりここで確認はされてるんですけども、それでいくというところを今質問されているんであれば、それは決めたかどうかはここでは決めてないということですね。ただその方向性は我々もそれはそれでいこうという形にはなってます。具体的にイエスかノーかというところの判断は、この段階ではされてないということですね。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 私も覚えています、その発言は。確定と言ったつもりはないんですけれども、ただこれまでそれ以降も、我々議会のほうにこういう方向でいきます、こういう具体的な案までにはもちろん至っていないんですけれども、複合化を前提としてこんな感じのイメージでやっていきたいと思っていますというのはお伝えさせていただいていて、議会のほうでも特段の反対というのはなかったと思っております。この前の中間報告会でも、そのハードの部分につ

いて、なくなったら寂しいという意見があったのは十分認識しておりますけれども、運用の面でいろいろなご意見はいただきましたが、複合化について明確にもう絶対駄目だという相違の報告会ではなかったと思っております。今後、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会との間で複合化を決定するとかいう作業をするのであれば、しっかり委員長とも相談させていただきたいと思っておりますし、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の決定というのが必要なのかどうなのか、この予算案の中でいろいろご判断をいただくのかというのは少し委員長ともご相談させていただきながら、この案についても複合化を基本的に考えておりますけども、設計の段階で、いろんなプロポーザルが出てくると思いますので、その中でいろんなまたイメージも変わってくると思いますので、それでまたこうしてほしい、ああしてほしいという意見もまた出てくると思います。その辺も含めて複合化としてはやっていきたいと思っておりますけども、それを決定するのかどうかというのはまた議会とご相談させていただきたいと思います。

川村委員長 奥本委員。

- **奥本委員** ちょっともうこの予算特別委員会の話、若干それてきてるような気がするので、當麻庁舎 の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の委員長として答弁させてください。おっ しゃるように、複合化でオーケーかどうか、いくかということも正式に議会は言ってないけ ども、それじゃ駄目ということも言ってないんですよ。方向性ではこれでいこうということ で、要するに複合化ありきで話は進めてきたつもりなんです。これは前委員長も同じ形だと 思います。ただ、その中でなかなか何を優先すべきかというのは行きつ戻りつあると副市長 も当然おっしゃってましたし、それは谷原委員も認識されてたと思いますので、そこのとこ ろは何かやるにしてもやっぱりそれなりの予算をまずつけないと動けないわけですから、そ れの枠取りみたいな感じかなと今回私思ってたんですけども、そういう形でやって、もう複 合をやらないというところの判断はこれはもうないというのは私もそう思ってるんですけど も、ただその在り方がどうかとか、実際にその施設を造ってそれをどういう運用をするかと いうのはまだまだ先の話だと思うんですけど、今の段階でまたそれを振出しに戻して複合化 がなしやとか駄目というふうになってしまうと、これまでの當麻庁舎の危険性排除に伴う機 能再編に関する特別委員会が何やったんかという形になるので、そこは戻ってはいけないか なという気はしております。これは今この場で私が言うことじゃないかもしれませんけども、 そんな認識なんですけど。
- **川村委員長** 予算特別委員会ですから、言っていただいても全然構いません。これは将来的なことも 含んだことですから。
- 奥本委員 だから、これ先日も私、一般質問で言いましたけども、施設の統廃合というのは絶対もうこれは避けて通れないところで、ここをやるに当たっては複合化というのはもうこれは合併時に打ち出してる話なんですね。それを今さら議会が否定するというのはちょっと私ナンセンスかなと思いますので、方向性としてはもう議会もオーケーしてるし、もうこれは合併当初から施設のファシリティのところで一定のこの方向性というのが示されているわけですから、それにのっかってるという意味で、私はこの方向性に関して、今、複合化の下に予算が

ついてるということに関しては問題ないかと思っております。

川村委員長 谷原委員。

各原委員 時間もあれですので簡単に言いますけれども、測量設計のところでもありましたが、周辺のことも考えて測量設計始めて、周辺のことも考えてると。しかし、これは議会の當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会でも、やはり複合化いうことになった場合、入らなかったらどうするんだという議論が市民説明会でも出てきました。跡地の問題のことも含めて総合的に考えていくということが進まずにこの複合化だけになってることに対しては、方向性はそうだけれども行きつ戻りつありますよということは、跡地のことも含めていろいろなことを考えて議会としてやってきたわけで、必ずしもこの案、複合化だけでオーケーということが僕は出たとは思ってないので、そこは丁寧な理事者側とのやり取り、これは非常に大きな事業ですし、市民の方も非常に関心の高い事業ですので、そこは私は丁寧にやっていっていただきたいという思いで発言させていただきましたので、その趣旨を酌んでいただいて今後よろしくお願いいたします。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 実はこの後、関連で言おうと思ってたんですけども、測量設計等委託料とあります。詳細についてはこっちの概要のほうに書かれてるんですけども、やっぱりいろんな方が懸念される、複合化して今のスペースで収まりきるんかどうかということに関してのそこの議論はまだ議会ではあまり十分じゃないと思ってるんです。ですから、今の現状の文化会館の地、全く同じ面積にだけ、あれ周辺の境界を確定するということですけども、恐らくこの予算の前提は同じ形でということですけれども、ただ意見もかつて出てましたけども、その周辺の建物をやっぱり一緒に考えたほうがいいんじゃないかという意見が、まだ結論も何も深い議論もされておりませんので、それは今後、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会で話していきたいというふうに考えておりますので、最終的にもしそれが膨らんできた場合に補正をお願いするとかなるか分かりませんけども、まずはこの複合化を進める上での第一歩として予算立てしてるという認識で一定、私は取ってますけど、それでよろしいですかね。だから、今後、議会のほうが當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会のところで、やっぱりここはこんだけのものを入れようとしたらあとこんだけ必要じゃないかという意見は恐らく出ると思いますけど、それに対してある程度また話に乗ってもらえる余地があるのかどうかだけ確認しておきたいと思います。

川村委員長 今の質疑に対する答弁を求めますが。

溝尾副市長。

溝尾副市長 どういう意見が出るかはそのときになってみないと分からないと思いますけれども、まだ実施設計もやったわけではなくて確定してるわけではないので、いろんなご意見まだまだ出てくると思っております。それを全て反映できるかどうかというのはもちろん分かりませんけれども、俎上に載せて、その上で使われるのは市民の方なので、市民の方がどういったものが今後、将来的に欲しいのかなどなど、ちょっと未来志向でも考えていきながらやっていきたいと思っておりますので、またいろんなご意見、ある程度決まってからもう言われて

しまったらもうできなくなってしまうので、決まる前にいろんなご意見をいただければと思います。

川村委員長 よろしいですか。それでは、引き続き質疑がある方、挙手願います。

奥本委員 質問のほうにもう一回戻りますね。40ページ、2款総務費、1項総務管理費、12節委託料の清掃委託料なんですけども、これ當麻庁舎管理事業で清掃委託料。単純に普通に考えたら庁舎が除却されて若干減ってることは減ってるんですけども、増えてるんか、令和4年度129万3,000円に対して増えてると。総面積、清掃すべき総面積減ってるのに、こんだけ何で、増えるのは恐らく人件費の高騰かと思うんですけども、これ単純に考えたら減ってもいいような気がするんですけど、そこはなぜこういう形で計上されてるのかというのがまず1点です。

それから、その下のほうの公用車管理事業(管財課)の17節備品購入費、26節公課費、これについて概要のほうでは電気自動車購入費、新規となってますよね。軽自動車型タイプの電気自動車1台を購入するということですけども、これはゼロカーボンシティ宣言との関連でどういう取組になってるかという、その辺の関連性がちょっとよく分からないので、それをお答えください。

それから、休憩の前の、さっきした質問の43ページの2款総務費、1項総務管理費、12節委託料の基幹システム標準化対応作業委託料のところで中間サーバコネクタのところとかいろいろ聞きましたけど、ご説明があったように、令和7年度末調達予定の国の標準仕様の基幹システム、DXに基づくような話だと思うんですけれども、令和7年度まである程度計画決まってるんであれば、これ本来、債務負担行為とならないんでしょうかね。さっき聞くのを忘れたので、それだけお答えください。

以上、3点お願いします。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

令和4年度と令和5年度の當麻庁舎の清掃の違いにつきましてですが、令和4年度はもう既に今の面積で清掃委託料のほうを組んでおりまして、あとは人件費の高騰等、その辺の値で一応見積りをいただいた結果、こういう予定価格を設定する予算をいただいているということでございます。

あと、2点目の公用車のゼロカーボンシティの関係ということでございますが、この辺に つきましては、新庄庁舎の公用車の古い車、排ガスがかなり昔の規制のままの部分がござい ますので、その2台を一応廃車を予定しておりまして、排ガスを軽減するため軽自動車型タ イプの電気自動車1台を購入するという予定を行っております。そのための予算計上という ことでございます。

以上でございます。

川村委員長 西川課長。

西川情報推進課長 情報推進課の西川でございます。

ただいま3点目の奥本委員のご質問でございます。基幹システム標準化対応作業委託料に伴うただいまのお問いでございますけれども、予定といたしましては令和5年度、こちらに書いておりますように、まず標準仕様と現在のうちの仕様との違い等調査をいたしまして、それから移行計画を作成、また標準化に向けての詳細についての打合せ等を進める予定となっております。早ければ令和5年度中に、今おっしゃっていただきました債務負担行為のほうをお願いさせていただきまして、令和6年中には契約のほう、相手ベンダーを決定させていただいて進めていく予定でおります。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 清掃委託料に関しましては、令和4年度からもう今現状の集約した當麻庁舎のやつの金額 がベースになってるということで、了解いたしました。

それから、備品購入費の電気自動車の件ですけども、これは私何が言いたいかいうと、2020年にちょうどこの予算特別委員会で私質問したんです。そのとき、三郷町と日産自動車株式会社、自動車の日産が提携して包括協定を結んで電気自動車を入れたんです。もう補助金が出てたんです。今、それ以降、全国の自治体に対して日産がブルー・スイッチという運動をされておりまして、包括協定を結んでその地域の再生も含めた取組、例えば地域のエネルギーマネジメント、それから環境への取組、それから防災への取組、その交通課題の解決という、そういうことを電気自動車を提供して日産が一緒にやってくれるという制度があるんです。そこに乗っかると安くつくんですよ。だから、そういった計画というのはされるんですか。2020年に質問したときには、そういうのは考えてないということをおっしゃってました。今回、実際に電気自動車の導入が実現してる、予算立ってるんであれば、そういうことも考えられたんでしょうかということです。やるんであれば、そのゼロカーボンシティをせっかくうたわれてるんであったら、その辺も電気自動車でCO2排出量を減らしますということで、この1台にならずもっと予算をつけても逆にいいんじゃないかと私は思うんですけども、これはどうなんでしょうかね。

先ほどのシステムに関するところで、今後また債務負担行為を考えてらっしゃるということで了解いたしました。

では、その2つ目のところだけもう一度お願いします。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 先ほどの2つ目のご質問で、電気自動車の購入につきましては、随時更新時期がくる 車が増えてくるかと思いますので、その辺、ゼロカーボンシティも発信しておりますので、 その辺を見据えて順次、排出量の少ない電気自動車なりPHV車を購入していきたいという ふうに考えております。

以上でございます。

奥本委員 日産とのことを検討されたのか。

川村委員長 今のこと、検討するかしないか。その日産のことについては返答できますか。そういう 考えについて。 倉田課長。

吉村委員。

倉田管財課長 その辺に踏まえましては、また研究して市民のために考えていきたいと思います。 以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 やってないということですよね。あるんですよ、本当に。電気自動車というのはやっぱりトレンドですので、各自治体もそういうゼロカーボンに限らずCO₂排出ということで今、動いてますので、企業もその宣伝のチャンスということで企業負担で安く導入できるという制度がほかにも実はあるんですけども、日産が一番有名なんです、ブルースイッチと。1回調べといてください。次、2台目、3台目やるときは、その辺の一応検討課題に挙げて、そういう形で導入できないかということも考えていってください。これはお願いしておきます。

川村委員長 次進みますけど、まだもうちょっとありますか。52ページまでの間で。

吉村委員 それでは、42ページ、財産管理費の12節委託料です。登記等委託料についてお伺いいたします。予算案の概要では13ページになります。登記をずっとやっておられてると思うんですが、未登記のものは現時点で何筆あるんでしょうか。また、現時点でこれまでに何筆登記が済んでいるのかということと、現在、登記作業、これが進んでいるかについてまずお伺いいたします。

それからあと、46ページです。7目交通安全対策費、14節の工事請負費です。これイメージハンプを5か所導入されるということで、これも評価したいなというふうに思うんですが、5か所につきましてはどこに付けるということは既に決まっているんでしょうか。それをお伺いいたします。

それから、49ページです。8目自治振興費、13節の使用料及び賃借料なんですが、防犯カメラの賃借料ということです。予算案の概要16ページなんですが、予算案の概要16ページに防犯カメラシステム賃借料として既設29台、新規2台分というふうにありますが、私が間違ってたらいかんのですが、令和3年2月末に57台を設置済みと私聞いたと思うんですが、既設29台というのはいつからの設置の分なのか、それを確認させてもらえたらと思います。

川村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの吉村委員の質問のまず1点目の未登記に関してでございますが、うちのほうで確認させていただいているのは、令和5年3月現在で市内の地目が公衆用道路となっている土地は約7,700筆ございます。そのうち市、県、国など土地改良区等以外の筆数を抽出したところ約2,200筆ございます。ただし、現在そのうち市道及び危機管理道路等に含まれない個人名義の筆数については精査中でございます。相当数存在すると推測されますが、これ以外に過去に登記手続をせずに土地を出し合って道を広げられたりして市道になっている場合もございますことから、これについて境界明示申請などが出された場合、判明することが多く、その際に寄附の申出が出された場合は分筆登記費用等を負担するための今回の登記委託料でございます。過去の実情として令和4年度での実績で言いますと、道路内の個人名義土

地の寄附及び所有権移転等につきまして分筆登記の実績として3か大字で計6筆、地図訂正 1件を含めて4件の登記委託で約140万円程度の費用負担をさせていただいているところで ございます。

それと2点目のイメージハンプにつきましてですが、令和5年度計画してるのが5か所で、 先ほど委員お述べのとおり、疋田、東室地区で5か所を予定しているところでございます。 以上でございます。

川村委員長 東部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員のご質問にお答えをさせていただきます。設置台数29台の内訳、いつやったのかというところでございます。まず、平成30年度に15台を設置しております。そして、令和元年度にいきまして2台、そして令和2年度で5台、令和4年度で7台、合計29台となっておるところでございます。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。登記につきましては、これちょっと以前、市議会議員をやっておられた方からよく質問されたことやと思うんですが、登記事務につきましては、その方に聞きましたら、以前は管理課というところがやっておられたというふうに聞いてるんです。管理課から管財課に移って建設課に移ったというふうに聞いてるんです。それが本当かどうか確認をしたいのと、それから今、建設課でされているという理由についてお伺いできたらというふうに思います。

それから、イメージハンプは承知いたしました。ありがとうございます。そのほか、例えばカーブミラーがこの予算案の概要を見ましたら59か所というふうに書かれているんですが、優先順位はどのように決めてやっておられるのかということを確認したいと思います。よく市民の方から、うちは遅いとかあそこのほうが早いとかこういうふうなことを聞くんですけども、ちゃんと優先順位を決めてやっておられると思いますので、その確認をしたいと思います。また、これは59か所というふうにあるんですが、具体的に例えばどこに設置されるんですかというふうな計画の図面みたいなのは持っておられるんですか。また、それを例えば見せていただくということは可能かどうか、それ確認をしたいと思います。ほかの議員も聞かれる機会があるのじゃないかなと思いますので、それを確認したいと思います。

それから、あと防犯カメラについても、今、既設29台については承知いたしました。それで、市民からの問合せとかがあったときに、もちろん防犯カメラの性格上、詳細はもちろんこんなんどこに付いてますというふうなことは言えないにせよ、設置大字などおおよそのことは答えられるようにできたらありがたいなというふうなことを思うんですが、これもまたほかの議員もそういうふうなことがあるんじゃないかなと思うんですが、設置箇所の一覧を例えば出してもらって見せてもらうというふうなことは可能でしょうか。それ、3つお伺いします。

川村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

ただいまの質問のまず1点目の建設課でやってる理由ということですが、今、委員お述べのように、たしか平成22年度の機構改革で管理課が建設課と管財課のほうに事務分担がそれぞれ分かれて建設課になったと思います。建設課のほうでは、その段階で同じく管理課がやってました道路、里道・水路との境界明示、行政界明示等の所管も建設課になった部分と、同じく道路等の管理は以前からやらせていただいている分、法定外の里道・水路も踏まえてやらせていただいている部分、そういった部分を踏まえた中で建設課での未登記、もちろん道路用地が一番大きいですので、いう形でなってると理解しております。

それと、2点目のカーブミラーにつきましては、現在、59か所につきましては通常の維持修繕分として、要は相手方が分かる事故じゃなしに不慮で歪んだとか壊されたとかいう場合とか調整も踏まえてということでございます。そういったもので考えてる部分と、大字要望箇所については約7か所で6か大字で考えておるところでございます。それ以外にも大字要望以外に例年やられます通学路等の合同会議等で上がってくる部分等も踏まえてというところでございます。

以上でございます。

川村委員長 地図とかありますかと。

竹本建設課長 その要望の部分については要望箇所でいただいてる分では地図は把握しております。 川村委員長 地図は確認できますかと。

竹本建設課長 それはちょっとばらばらなってるのでまとめないと、一覧にはしてないですけども。 川村委員長 東部長。

東 総務部長 一覧表が出せるかというところでございますけれども、この防犯カメラが普及した経緯、契機というのは、たしか記憶するところによりますと、平成7年に発生いたしましたオウム真理教によります地下鉄サリン事件だというふうに思っております。それで防犯カメラは多数の映像というものをリアルタイムで撮影できまして、また記録できるということがあるため、防犯対策への活用であったり犯罪抑止効果等は期待できる一方で、やはり不特定多数の住民の皆さんを撮影することになるということもあるため、被撮影者のプライバシー等を侵害するおそれなどがあり、慎重な運用が必要でないかというふうに考えるわけでございます。自治体では条例で定めて運用をされておる自治体もございます。この件につきましては、住民の皆さんの理解を得ながら防犯カメラの管理、運用を研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 この未登記の問題については、もちろん道路に係る未登記が一番多いので、報道、マスコ ミ等でもほかの自治体でも問題になっているところであります。本当に大変なことだと思い ますが、時間が経過するほど相続人とかも複雑になっていって大変なことだと思いますので、 引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それからあと、カーブミラーにつきましては新設というか、補修もあるというふうなこと

ですので、またこれも予算限られている中で効果的な補修であるとか新設のほうがあれば、それもよろしくお願いをしたいと思います。

それからあと、防犯カメラにつきましても部長のおっしゃるとおり慎重な運用が必要であると、そのとおりだと思いますので、またそれも引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 1つだけ関連で、今の吉村委員のイメージハンプ 5 か所と、これ減速対策としての道路に立体のやつを描くというやつだと思うんですけれども、聞き漏らしてたら申し訳ないんですが、5 か所と書いてあるのでどこの地区なんかなと思ったんですけど、1 つの場所で 5 か所ということですか。僕、どう 5 か所か分かんなかったんです。

もう一つが、なぜそこに、スピード出さはる人がおるんやからというのは分かるんですけども、多分それがいいもんであればよその地区でもやりたいという声が絶対出てくると思うんですけども、なぜここが第一候補になったのかが分かんない。これほかにも候補があるのか、来年度でもそうですし途中からでもそうですけど、ほかにも付けるようなところがあるのか、ただその要望がどういうふうに出てきてんのかちょっと分かんなくて。

もう一つが工事費、この概要を見てても1,600万何がしが出てるんですけども、一緒くた になってるんですけど、この5か所というのは費用的に大体どれぐらいかかるものなのか、 この3つお願いします。

川村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

ただいまの杉本副委員長の質問のまずイメージハンプの5か所ですけども、疋田、東室地 区をということで、こちらのほうは昨年度の通学路合同点検の中で、新庄北小学校区を中心 に上がってきた要望の中での採用ということで今回計画させていただいているところでござ います。

今後につきましては、通常の路面標示に比べ費用が高額となるため、この度の設置による 事業効果も勘案し、今後、設置については検討して考えていきたいというふうに思っており ます。

そしてイメージハンプの費用ですが、5か所で約165万円を予算化しているところでございます。延長的な分じゃなしに、ものによって種類がございますので、その延長では集約は今、計上できてません。

川村委員長 もう一度ちょっと答弁を。

竹本建設課長 延長的なものは今、手元にないので把握できておりません。

川村委員長 またそしたら後で。

分かりますか。

竹本建設課長 延長については30メートルでございます。失礼しました。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 通学路にやっていただけるということで、それは車が危ないところはほかにもあると思うので、その30メートルがどんな絵が描かれるのか分かんないですけど、僕も一般質問でやらせてもらって、吉村委員もやられたと思うんですけども、大和高田市やとかだったらマスコットが道路に描いてあって子どもたちも喜んでるという一般質問をさせてもうたんですけど、これじゃなくてこっちを選ばれたということ。あっちのが高いですからしゃあないんですけども、それは致し方ないとしても、ほかの学校の周りでもこういう対策というのはできるだけ、多分効果あると思うんです、こういうのは。道路に絵というか立体のやつ描いてあったら、減速するという効果は絶対一定あると思うので、全体的にできるようにこれはしっかりと考えていただきたいなと思います。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連でちょっと、予算が減ってるんですよ。先ほどの道路の交通安全施設整備事業のところ、予算が減ってるので、これ何でかお聞きしたいんです。多分要望は非常にたくさん出ていたと思うんです。先ほど学校の通学路の合同点検なんかでもよく聞くことがあって、なかなかつかないこともあったりするので、その点だけお願いします。

川村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

ただいまの谷原委員の質問ですけど、基本的に令和4年度は、千葉県の事故を受け緊急合同点検により関係機関からの要望も多くて一旦増額となっておりましたが、令和5年度の予算につきましては、令和3年度の1,638万9,000円とほぼ同額という形になっております。以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 令和4年度は千葉での事故があったから多くなったと、要望もたくさんあったということですけど、多分総量はまだ多いと思いますので、私はぜひまた考えていただけたらと思います。

以上です。

川村委員長 そしたら、お待たせしました。

西川委員。

西川委員 そしたら、私は49ページ、2款1項、9目企画費の12節委託料で専門分野研修委託料というのがあるんです。去年はついてなかったんですけど、あったんですかね。補正でついてるのか。これ、内容を教えてほしいのと、その次の葛城インターチェンジ周辺エリアまちづくり検討支援委託料、これについて内容を教えてほしいのと、それと次の50ページで、款、項、目、一緒です。13節のバス借上料です。これについては概要書の17ページかな、未来の人材を育成することを目的に市内小・中学生の社会見学というところで、結構大きいことを書いてあるんですけど、バス借上料、これは何をするかというところを教えていただきたいと思います。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

1点目の専門分野研修委託料でございます。ちょっとお話いただきましたけれども、令和 4年度の補正予算というところで、報償費とこの研修委託料合わせて補正を上げさせていた だいております。今、質問いただきましたのは、この研修委託料のほうでございます。こち らにつきましては、職員の能力向上を図ることを目的に、業務上、専門な知識を備える必要 のある業務ですとか取組につきまして、専門的な知識を有するアドバイザーの方による職員 への研修というのを実施するための委託料として予算を計上させていただいております。

2つ目の葛城インターチェンジ周辺エリアまちづくり検討支援業務、こちらでございます けれども、葛城インターチェンジ周辺、道の駅かつらぎから奈良県社会教育センターまでの 葛城インターチェンジ周辺エリアにつきまして、こちらのほうにつきましては、総務建設常 任委員会の調査案件の中で、また協議会の中でも常々お話をさせていただいていろいろご意 見をいただいているところでございますが、このエリアにつきましては、滞在型観光の創出、 それと広域観光の促進によりまして、奈良県の西の玄関口としてエリアの活性化と観光によ るまちづくりについて検討をしているところでございます。その中で、滞在型観光につきま しては、市内に宿泊施設がないということから、宿泊施設の誘致というのを検討していきた いというふうに考えております。検討に当たりましては、まず令和3年に休館となりました 奈良県社会教育センターでの宿泊施設の需要調査について、奈良県と連携いたしまして実施 をする予定をいたしております。この宿泊施設の需要調査につきましては、想定をいたして おりますのは既存の土地建物の概要でありますとか宿泊施設業界での市況の動向調査、また 外部要因の分析でありますとか将来の動向についての調査というのを行いまして、出店の可 能性の高い対象となる宿泊施設事業者というのを選定いたしまして、その後、選定されまし た宿泊施設事業者に対しまして課題や問題点、また出店意欲、市への要望などについてのヒ アリング調査というのを引き続き実施するということを想定いたしております。これらの調 査につきましては、本市の葛城インターチェンジ周辺エリアにおけるまちづくりの検討、ま た宿泊施設の誘致に向けてより現実的に戦略を立てるための調査というふうに考えておりま すので、この調査の委託料ということで予算を上げさせていただいております。

3点目でございます。バスの借上料というところでございます。おっしゃっていただきましたように、未来人材育成事業というところで今回事業をさせていただきたいというふうに考えておりますが、葛城市の将来を担う子どもたちが様々な施設などを見学いたしまして、教育現場では経験できない体験というのを親子で体験する機会というのをつくらせていただこうと思っております。また、その法人や組織、学術機関、例えば先端技術の研究機関などと関りを持つことで、さらに産官学の連携を広げていくということを目的に実施をさせていただきたいというふうに考えております。そのためのバスの借上料ということで、大型バス40名を2か所行かせていただく予定してますので、そちらの分のバス借上料ということでございます。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 専門分野の委託料のやつですね。補正で上がったのをちょっと思い出しましたけども、研修、その効果というか、今年度やってその効果、その辺を教えていただきたいのと、どうやったんかということ、それをまた教えていただきたいというところと、インターチェンジ周辺エリア、これは本当に僕としてもこうやって進んでいくというのはありがたいことであるんです。これについては宿泊施設の需要調査も含めてということなんでしたかね、今のご答弁でしたら。ちょっと僕、宿泊施設の需要調査、社会教育センターのところに宿泊施設が、どういうニーズの宿泊があるかというのとこれと別やと思ってたんですけど、この中にも含めるということなんか、もう一回回答をいただきたいのは。僕は県のほうで需要調査というのをやられるんかなという感覚でおったんですね。どんなホテルの需要が、例えばラグジュアリーなホテルがええんかグランピングがええんかとか、そういうのを調査すんのがここじゃなくて別でやられて、これに対してのフィードバックがありながら、この葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくり検討というのが、インターチェンジ含めて社会教育センターも含めて道の駅も含めて、またそのエリアのところの、これは例えば地区計画も含めて法的なところも含めてやられるんかなと思ってたんですけど、もう一回その辺のご回答をいただきたいというところです。

それとバス借上料なんですけども、大型バス2台分というところで分かりました。この予算書では、全くもう事業として力入れていこうというふうに見えないですね、その予算書の中では。バス借上料と書いてあるだけなので、これを要は、言うてはることは分かりますねんけど、この予算、バス借りて、ほんでいろんな研究機関ですとかに親子を見に行かすという、これが果たして今、やり始めやから、取りあえずやり始めやから、初めての事業かなと思うので、やり始めやから取りあえずバス借りて、その施設、研究機関に見に行くという最初のステップであるというふうに解釈させてもらったらええんか、それとも、継続してもっともっと、僕も今どういうふうなんがこの未来人材育成事業という形に近づいていくんか分かりませんけど、今、バス借上料でそこに行くだけというたら、ちょっと今回のステップであるんかなと勝手に解釈してるんですよ。これからどういう発展があるのかということも含めて、ちょっと教えていただきたいというところでございます。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 まず1点目の専門分野研修委託料、こちらの効果というところでございますけれども、これ今年度からさせていただいております。今年度、研修というのを各課含めまして9回開催されてるというような状況がございます。ほとんど国の制度などを利用いたしまして無償でしていただいているという状況もございますが、幾つか委託料も支払わせていただいているものがございます。主なものには、自治体のDXの取組でありますとか、管理職にとっての内部統制、また公民連携による都市経営というのは講師先生に来ていただきました。それから今まさに全職員に実施させていただいておりますけれども、行政全体の研修というところで、オンラインの研修、ウェブ研修というのを実施しております。6,000種類の中からそれぞれ各職員が専門的なところの知識を身につけたいというところの部分に、数分から

10分、20分程度のものが大半なんですけれども、それぞれの時間で受講していただけるというようなものを用意させていただいておりまして、それを各職員に受講していただいているという状況です。ですので、効果という面ではこれだけの研修というのを実施させていただいておりますので、それぞれの職員の身にはついていっているものと思います。ですので、継続して令和5年度も引き続きさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の葛城インターチェンジ周辺エリア、こちら恐らく西川委員のほうで想定されているのは、この葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくり検討支援業務と書いているからには、そこの周辺について検討していく業務ではないかというふうに言っていただいているのではないかというふうに思っております。この葛城インターチェンジ周辺エリアの全体のまちづくりの計画案というのは、さっきご説明をさせていただきました宿泊施設の需要調査というのを実施した上で、道の駅かつらぎとその社会教育センターへつなぐエリアを含めて一帯的な検討というのを進めてまいりたいというふうに思っております。需要調査というのは奈良県が実施されるというところのお話もございましたけれども、来年度、一応奈良県のほうには出向きましていろいろ調整をさせていただきたいというふうには考えておりますので、その宿泊施設、例えばサウンディング調査しましていろいろな種類の企業が提案していただいたその内容も踏まえまして、どのような宿泊施設に来ていただけるのかというところ、まずそれがありきであのエリア全体を次の段階で検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目のバスの借上料、これ未来人材育成事業というところでございます。来年度以降も引き続き継続して実施していきたい事業というふうには考えておりますので、この事業を事業として予算に上げるのかどうかというのも含めましていろいろ検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 まずそのバス借上料のやつ、多分答弁しにくかったのかなと思うんですけど、この予算書を見て、ここ施政方針でも書いてあるんです。葛城市未来人材育成事業という形で書いてあるし、今回の注目の見てくださいというこの予算案のポイントというところにも書いてあるし、僕はぱーっとずっと昨日も見てて、どこにあんねやろなというぐらいのやつやったんですね、やっぱり。だから、小さい。やっぱりそれは、これはってちゃんと書いてあんのに、バス借上料というだけやったら今回はあれやとして、こうやって子どもら小・中学生にええことやと思うんです、産官学のこうやってやっていくのは。ただ、いろんな事業としてもうちょっと何か考えられる工夫があるんじゃないかなというところで、次年度以降また考えていっていただけたらなと思います。

それと、専門分野研修委託料、さっきの話でいろいろ9回もやられてるということで、オンライン研修とかもされてるということです。あとちょっと僕思うんですけど、まちづくりのことに関しても専門的な、やっぱり建築主事がおられないと。特定行政庁じゃないので、その辺が葛城市は弱いと言うたら言い方悪いですけど、知識として持っていられる研修が必

要なんじゃないかなというところがあるので、その辺も今度、専門分野というところであるんなら、ちょっと頭に入れていただいて研修のほうをしていただけたらなという思いです。

インターチェンジに関しましては分かりましたので、引き続き需要調査も踏まえて進めていただけたらなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

川村委員長 そしたら、奥本委員。

奥本委員 システム系、IT系のところ3点続けて聞かせていただきます。

まず51ページ、2款総務費、1項総務管理費の11目防災行政無線管理費の12節委託料、設備等保守点検委託料、この中に新規で、これは概要書の17ページ、メールドメイン変更委託料というのがあります。メール配信はどれぐらいの方に対して配信されているかというところの現状と、それとこれはもう変更ですけども、そのメール配信システムを委託しているところのその委託料はどこに入ってるのかというのをまず確認したいと思います。これがまず1点。

2点目、逆順に上っていきますけど、50ページ、その上ですね。50ページの2款総務費、9目企画費、13節RPAソフト使用料、これが令和4年度に比べて減額となっております。この理由と現在の利用状況を確認したいと思います。これが2点目。

3点目、これもちょっと上りますけど45ページ、2款総務費、6目地域情報化推進費、18 節県地域デジタル化推進協議会負担金、これ新規なんですけど1万円だけというところで、 これは一体どういうものか、どういう自治体が加入されているか、参加されているかという ところをお願いします。

川村委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの2番目のご質問、RPAソフト使用料について私のほうからお答えさせていただきます。このまず予算額なんですけども、前年度予算より減っておるという理由につきましては、今年度の実績を踏まえまして今回のこの193万6,000円ということで、実質的には同じ同額契約額で予算要求させていただいておるというところでございます。

次に実績面なんですけども、昨年度の令和3年度は保育所の入所支給認定、学童保育所の 入所というところをご利用させていただいたと報告させていただきました。それで令和4年 度につきましては、生活安全課の被災者支援システムへ住基システムの住基移動情報をRP Aを使いながらデータ移行を行っております。そのほかに、6月ぐらいですか、職員研修会 で広く使ってもらうということで企画政策課で研修会を行いまして、その後に介護保険課に おいてアンケート調査の実施などに利用させていただいております。

以上です。

川村委員長 安川補佐。

安川生活安全課長補佐 生活安全課、安川です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員に質問いただきました防災行政無線のメールドメイン変更委託料の件ですが、現在使用しているメールドメインのサービスが終了となるため、新しくドメインを変更するための 委託料となっております。現在、これを使って防災行政無線で放送された分をメール配信等 をさせていただいてる分でございまして、QRコードとかで登録できますので、申し訳ないです、数は何件あるかは把握できないところでございます。

以上でございます。

川村委員長 委託料がどこに入ってるかというのを教えてほしいということですけど、運用のほうの、 それはどこに入ってますかと。

安川補佐。

安川生活安全課長補佐 委託料のほうなんですけど、予算書51ページ、11節防災行政無線管理費の中の12委託料、設備等保守点検委託料の中にメールドメイン変更料と同報系の保守点検委託料として入っております。

以上です。

- **川村委員長** 入ってんねんな。金額も言うてもらえますか。幾らか詳細言うていただけますか。分かりますか、それは。
- **安川生活安全課長補佐** 詳細ですが、メールドメイン変更委託料が30万8,000円で、同報系の保守点 検委託料が179万3,000円となっております。

以上でございます。

川村委員長 西川課長。

西川情報推進課長 情報推進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの奥本委員からのお問いでございます。県地域デジタル化推進協議会負担金についてでございますが、当該協議会につきましては、奈良県と県内全市町村が連携協働して電子自治体を構築、推進するための実施主体として平成16年に設立をされております。今年度1万円、前年は予算ゼロでしたけれども、前年につきましてはコロナ禍で会議等が全てオンライン等で行われました加減で、会議費等の運営費が発生しませんでした。令和5年度につきましては、そちらの会議の運営費といたしまして負担金1万円を予算計上させていただいております。なお、その上にあります汎用受付システム開発運営事業費負担金につきましては、こちらの協議会で協働運営しております電子申請や施設予約、e 古都ならに対する運営負担金ということで71万4,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まずその最初の生活安全課のほうのメールのことでお聞きしたいんですけども、現状として運用費が約180万円弱かかってるということですよね。それとは別に事業者を変更するということで、そのドメインの変更手数料がかかると、ここは理解できてます。にもかかわらず、どんだけの人が使ってるか受信してるかというのを把握する、これ必要じゃないですかね。やはり費用対効果は必要で、運用してても放送のやつをテキストにしてメールで受信するというのは分かるんですけども、果たしてどんだけの人がそれをご存じで使ってるかというのを把握しないで、もうこの業者の契約が終わりますんで新しく変わります、それについてまたこのドメインの更新手数料がかかりますというのだけは、本当にこのお金がいきに使われてるかというところの判断がつかないんですよ。そこのところ

をまず把握をしていただきたかったんですね。

それともう一つ、本当にそれ使ってらっしゃる方からすると、そのドメインの変更というと、要するに変更することによって何が困るかいうと、メールを受信できないというのがあるんですよ、ドメイン指定受信とかされている場合は。そしたら、その周知というほうが本当は大事になって、変更手数料もそうですけども、そこの、こう変わりまして継続して受信するためにはこうですよというところのサポートまでその業者がやってくれるんかと、この手数料の中に入っているかどうかを知りたいんです。

それと、RPAの件に関しましては内容は了解いたしました。実質、前年度と変わっていなということですけども、これはたしか前から私言うてたけど、橿原市と共同運用しているところが介護がどこかであったと思うんですが、そこは今回は研修のみに終わってるということなんですかね。そこのもう1点確認です。

それから、それと踏まえて県のほうの推進協議会の負担金1万円ですけども、これ私何を言いたいかというと、この2つに関しては、市長の施政方針のところで令和4年度も令和5年度も全く同じことを掲げてる、スマート自治体推進事業に全く同じ内容があるんです。やっぱり市長が旗を振っている以上、こういうDXの推進に関してもっとお金かけて進めていかんとあかんと思うんですけど、もう正直、昨年も踏まえて今年度も、県で一緒にやってるとはいえ、こんなん会費払ってるだけで実際に自分のところは何もやってないのと変わらないんですよ。だから、本当にスマート自治体推進事業とうたうんであれば、もっと積極的にやっていって、こんな予算つけてくれと逆に議会に対してもっと予算増額を認めてくるぐらいほしいのに、なぜ今、言って見ればこんな少ない金額でほとんどやる気ないような金額というのはどういうものかと思うので、その辺りのご見解を伺いたいと思います。

川村委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの奥本委員のご質問のまず2つ目のRPAについては、令和元年度に橿原市と共同で奈良モデルで開始いたしまして、現在はもう単独になっておりまして葛城市単独で実施しておるという状況です。いろいろ課題もございまして、シナリオの件とか昨年もご提案いただいてますけども、そのような課題も踏まえて更に研究していきたいと考えております。

それに加えまして、3つ目のデジタル化の話なんですけども、DXの推進体制につきましても令和5年度につきましてはしっかりと体制も整えて、どちらかというとシステムの導入の数というよりも推進体制の問題であると認識しておりますので、しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 安川補佐。

安川生活安全課長補佐 メールドメイン変更による影響のほうなんですけど、作業のほうは業者のほうで対応はしていただけるということで見積り時に話は聞いております。

川村委員長 奥本委員。

以上です。

奥本委員 メールの件に関しては、ドメイン変わって受信できない方への対応も含まれてる予算ということで了解いたしました。

そのほかの本市におけるDXの推進に関して、先ほど推進体制の問題とおっしゃったけど、それだったらちょっと後からもう一つ質問しようと思ってたんですが、その推進体制を構築するためにこういう専門人材が要るんですよ。奈良県はこういう動きは非常に遅いんですけども、ほかの都市圏ではそういう専門人材の確保にもう躍起になってます、今。それをせっかくやるんやったら、企業版ふるさと納税でそういうのを採用できるんですよ。なぜそこにつなげてもらえないかなというのが非常に残念でならないんですが、これ蓋開けて用意ドンで、もう専門人材が不足しているところはやっぱり後回しになることが予想されます。その分そうしたらどうなるかというと、現状の職員の業務負荷が増えるんですよ。そこを見据えた上で、やはりスマート自治体推進事業とうたってる以上は、やっぱりちょっと長い目で見た形のそういう予算づけというか考えてもらわないと、もう直近に迫って、いざこれ入りましたとかなってきたらもう遅いと思うんですよね。だから、そういうところに予算を、議会は予算を削ることが目的じゃなくて、やっぱり逆にここを増額してほしいというところも議会の役割だと私は思ってますので、そういうところを逆にもうどんどん、こんなんやりたい、こんなんやりたい、ついてはこういう予算を見てほしいという提案を逆にここに盛り込んでもらえたらよかったのになと残念でしかありません。もうこれ言いっ放しで結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

吉村委員。

吉村委員 もう52ページ以降があまりないので、47ページの8目自治振興費、18節負担金補助及び交付金です。これ、昨日ちょっと伺った公共バス運行事業の中の公共交通無償化事業補助金について伺いまいす。まず令和4年度、これは地方創生臨時交付金事業で実施されてましたけれども、新年度からは単費でされるんでしょうか。もし単費だということであれば単費を使ってまで継続実施する理由についてお伺いをいたします。

それから同じく47ページの8目自治振興費、18節負担金補助及び交付金ですが、市民活動 支援事業の中の市民活動支援事業補助金ということなんです。これもう長い間やってくださ ってて、毎年4団体に20万円助成を出しておられるものと理解をいたしますけれども、新年 度についてどのようにまた周知をして参加団体を募集される予定なのか、これをお伺いいた します。

それから48ページです。8目自治振興費で18節負担金補助及び交付金ということで、これは予算案の概要は15ページなんですが、まちづくり事業一括交付金というもんです。金額の積算根拠というのはもう予算案の概要にあるんですけれども、①地域振興活動事業相当分と、それから②安全・安心なまちづくり事業相当分、いわゆる事業相当分という形で、あと環境美化促進、広報誌等配布の4つを挙げて、これを積算根拠としてされているんですが、この中の地域振興活動というのがあるんですが、これについてはどういったものでしょうか。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、バス、公共交通無償化事業でございます。こちらの令和3年度、令和4年度につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして実施させていただきました。令和5年度単費かどうかというところでございますけれども、市の単費で実施させていただくということでございます。この事業の継続の理由でございますけれども、コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月には5類へと移行される予定ではありますけれども、まだまだこのコロナウイルスというのが完全になくなったということではない状況であることを踏まえまして、引き続き令和5年度におきましてもこの無償化事業を実施いたしまして、公共交通の利用による日常生活の利用の促進と地域の活性化というところを観点に無償化事業というのを実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の市民活動支援事業でございます。こちらのまず周知というところでございますけれども、毎年4月に広報とホームページのほうに募集要領というのを掲載させていただいております。来年度ですけれども、今のところ2団体のほうから相談を受けさせていただいておりますので、また引き続きご相談を受けて、申込みなどのいろいろ支援をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、まちづくり一括交付金事業、この中の地域振興活動事業というところでございます。大字のほうで実施される地域振興活動事業に対しまして、それに要する経費というところで活動事業に対して交付金を交付させていただいております。算出方法はその要綱等に載っているとおりでございます。基本額、4月1日現在の世帯数に応じまして5万円から12万円、それから世帯割ということで4月1日の世帯数に1,200円を乗じた額ということで、こちらの金額を交付させていただいているということでございます。

以上でございます。

川村委員長 活動の内容、中身はどうであるか。

勝眞企画政策課長 大字によりまして様々な活動をされていると思います。祭りでありましたりとか、 子どもたちのためにいろいろ活動されているとかというところもございます。そういうこと に対して活用いただいている事業に対して交付しているというところでございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 昨日のご答弁の中で、地域活性化が目的だというふうにおっしゃいましたけれども、効果 があったんですかというふうに伺ったところ、実際に利用者が増えてますんで効果があった というふうにご答弁をいただきました。私も効果があったかなと思いますが、この事業は今後また継続するとして、いつまで継続をしようというか、いわゆる達成目標があって、それ があったら終了するという時期も出てくると思うんですが、この見通しについてお伺いをいたします。

それから、あと市民活動なんですが、今もう2団体から相談があるというふうなことを伺いました。こういった市民活動というのは市民がやっぱり主体的な、市民が主役のそういった活動であるということは前提なんですが、助成を行うに当たって具体的にどういった助言とか支援をされているのか、そういったことをされているのかどうか、それについてお伺いをいたします。

それから、地域振興活動についてはよく分かりました。祭りとかそういうことだということなんですが、5,310万円という結構大きな予算なんですが、これを各大字に配布するときに、毎回各事業というもの、こういう事業があってこういうことに使いますよということは周知とかいうのはされているんでしょうか。それとも、事業相当分というふうに書いてあるので、もしかしたらその積算根拠になるようなそういう名目なのかというような気もするんですが、その辺りは事業の目的とかきちっと周知されてるのか、それをお伺いいたします。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 1点目、無償化をいつまで考えているかというところでございますけれども、今後のコロナウイルスの状況でありますとかいうのをいろいろ検討いたしまして、今後はそのまま引き続き実施するのか、状況を見まして検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の市民活動、こちらのほうの助言とか支援というところでございますけれども、この市民活動につきましては補助金を出させていただいている目的というのは、やっぱり市民のほうでの団体活動に対しまして継続して自立して実施していただくために、最長3年間になりますけれども、1年目、2年目、3年目と支援をさせていただきまして、活動について定着していただくというふうなことを目的にこの補助金というのを出させていただいております。助言、支援というところではございますけれども、この事業の目的というのはそういう継続して、していただくための支援を行うというところで、その中でいろいろ事業の発表とかもしていただきますし、審査会というのもあります。その中でいろいろ委員からの意見というのも聞いていただいているというところでございます。

3点目でございます。まちづくり一括交付金、こちらのほうにつきましては、区長会の中でこのまちづくり一括交付金についてのこの4つの種類の事業というのをご説明させていただいております。また、交付申請の案内の際にはこの各事業それぞれの交付金、目的と金額というのを記載させていただきまして区長様にいろいろご理解をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 公共交通無償化事業補助金につきましては、状況を見てということで承知いたしました。 それからあと、市民活動がどうしてもやっぱり市民が活動する中で先細りになってしまうと ころもいろいろなところであると思うんですが、また行政のことで何でもかんでも相談とい うわけでなくて、こういったところに行政の窓口があるよとか、ここに相談すればいいよと か、そういうことはまたご助言をしていただけたらありがたいかなというふうに思います。

それからあと、まちづくり事業一括交付金につきましては、区長会でしっかり説明をされるということで承知いたしました。質問の意図は、交付金がばらまきみたいになってしまったらいかんなというふうに考えるんですが、やはりまちづくりという交付金の趣旨が生かされるように今後も努めていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2つだけお聞きします。2款総務費の1項総務管理費、同じく8目の自治振興費、48ページの事業説明の欄でいきますと街灯管理事業というところの14節工事請負費100万円、これは市設置分となってますけれども、何か所、何基で100万円なのか、場所が決まってるのか決まってないのか、どこということは要りませんので、場所はもう決まっているのかどうかということをお聞きします。

それから、今度は9目の企画費になりますけど、同じ款項の9目の企画費の50ページです。 事業説明の欄で国際交流・友好自治体交流事業ということで237万5,000円計上されています。 コロナ禍でこういう交流事業は下火になりましたけれども、計上されている予算の目的、内 容等、説明いただけたらと思います。

川村委員長 東部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。工事請負費100 万円でございます。これにつきましては街灯の新設工事でございますけれども、街灯等整備 事業補助というものがございまして、これは大字間、大字と大字の間を補うといいますか、 大字間に設置をする防犯灯の予算でございまして、令和5年度におきましては南花内地内ま た北花内地内、その間の防犯灯を設置する予定というところでございます。

以上でございます。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

国際交流・友好自治体交流事業につきましてでございます。この事業につきましては、国際交流事業、それから国内交流事業というところで事業を想定させていただいております。 まず国際交流事業につきましては、今年度につきましても東アジア地方政府会合というところに参加する目的で旅費などの予算を計上させていただいております。

あと、国内交流事業につきましては、国内につきましては合併前に旧新庄町、旧當麻町が それぞれ提携を結んでおりました各市町村などがございますけれども、これらの市町村とそ れぞれのニーズに合った形でお互いの負担のない形での交流と友好というのを深めてまいり たいと考えておりますので、こちらにつきましても市長含め職員の旅費というところで予算 を計上させていただいております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 まず街灯のほうですけども、大字間ということでありますが、積算根拠はあれだから2か 所でいいんですかね。1か所50万円ぐらいいうことなんでしょうか。それもう一回確認、さ っきの質問が出てこなかったので、場所はもう決まってるようですけど、2か所で100万円 ですか。2基で大体1基50万円ぐらいいうことなのか。

川村委員長 先に答えてもらいますか。

谷原委員 はい。

川村委員長 答弁お願いします。

東部長。

東 総務部長 1基とかではなくて、その大字間によりまして2つ要るところ、また3つ要るところ あると思われますので、これは現場を確認しないと分からない部分なので、今どうこう何基 というのは差し控えたいと思います。

よろしくお願いします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 そういうことだったら分かりました。大字間につきましては、これ質問なんですけども、 大字要望ではなかなか出てきにくいもんだと思うんですね、大字間で端っこのほうなので。 だから、これの要望ルートはどうなってるかいうのをちょっとお聞きしたいんです。結構ま だ大字間で暗いところがあるんですけれども、なかなかそこは大字から上がらないいうこと で住民から言われて、言うたら隣の大字になると。そこはほとんどその大字の人は通らない と。そういうところら辺の、どういうルートでどうなってるのか、それをお聞きしたいんで す。今回こういうふうに決まってるということなので。

それから、国際交流及び友好自治体交流について2回目の質問なんですけども、国際的には東アジア地方政府会合ということなんですけど、これに参加する目的がよく分からないんですが、どういうふうに葛城市に還元されてくるもんなのか。それから国内についても、これはもう一回あれなんですけれども、先ほどの答弁ではどういうことを具体的にされるのか、こちらのほうは全くなかったんです。要は国際交流としてはさっきありました東アジア地方政府会合のほうに出席したと。だけど、国内については今年こういう旅費の中でどういうことをされようとしているのかお聞かせ願います。

川村委員長 東部長。

東 総務部長 要望があったかどうかというところでございますけれども、過去にも山手のほうで大字間で暗いところがあるからということで2か大字からの要望を受けたりとかしております。 今回に関しましても、南花内区のほうから要望があったということでご理解いただきたいと思います。

川村委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 1点目の国際交流でございます。2010年に奈良県が主催で東アジア地方政府会合というのを設立されております。葛城市のほうはそこに平成30年から加入をさせていただいているということなんですけれども、奈良県がこの東アジア地方政府会合というのを設立された目的というのは、奈良県にある平城京というのは東アジア中心とするユーラシア各地の様々な文明を受けて建設されたという経緯を踏まえて、平城遷都1300年を迎えたことを機にこの会合を設立されております。目的というのは、その地方政府の代表が地域の実情や課題の報告、共通する課題の議論というのを相互理解を深め合うということをまず目的にされております。継続して開催されているということでございますけれども、その地方政府の行政力というのを高めるということと、友好と信頼の関係を深めていくということで、より平和

な東アジア発展の貢献を目指すものということで、会合を毎年度開催されております。葛城 市につきましても、こういった国際感覚というのを持ちまして、異文化を理解した上でのコ ミュニケーション能力を身につけることが不可欠であると認識をいたしております。

今後ですけれども、コロナウイルス後の国際交流につきましては、子どもたちの交流というのを軸に、世界情勢を見極めつつ、奈良県の国際課が行っておりますこの東アジア地方政府会合のほうに参加するなどして、検討をいろいろ進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、国内交流のほうでございます。先ほど申し上げました山形県の新庄市、岡山県の新庄村、それから北海道当麻町というのが過去から交流があるものでございます。特に来年度、こういった事業でというところではございませんけれども、交流を深めるいろいろな意見交換をしたり、災害時にはいろいろ助け合ってというところがございますので、市長以下職員がそういう交流を深めるための、いろいろなそのときに臨機応変に対応できるようにというところで予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 街灯の件につきましては、基本的には大字のほうからやっぱり要望が上がっているという ことで理解いたしました。

それから国際交流及び国内交流ですけれども、国内交流は一応枠取りみたいなものだと分かりました。国際交流につきましては、私、今聞いて、大変すばらしい取組だなと思います。取り分け東アジアは世界の中でも大変緊張しているところですので、友好交流ということを深めていく、次世代のためにも含めて、そのためには大阪、奈良というのはもう古から本当に大陸との交流があったところで、文化、最後のシルクロードの終着点ということもありますし、文化交流とかそういう形でぜひ深めていっていただけたらと思います。

以上です。

川村委員長 ほかにご質疑、皆さんありませんか。

そしたら、ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。時間的に休憩時間はもう少なめにして午後5時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午後4時51分

再 開 午後5時00分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、予算書52ページの2款2項徴税費から64ページの2款の最後まで質疑に入ります。 質疑はありませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 3点確認させていただきます。

まず1つ、54ページ、2款総務費、1目税務総務費、11節の役務費、12節委託料に関する、要するにふるさと納税に関するところでございます。今年度非常に頑張っていただいて、ふるさと納税はいい感じで進んでいるわけなんですけども、ただふるさと納税をするともう全

て丸々葛城市に入ってくるわけじゃなくて、75%を地方債に編入されて戻るんですけども、 残り25%しかいわゆる実質減収分にしかならないと。その減収分で、この予算で結構ですの で、また増えてくるかもしれませんけど、現状でこの予算として減収額どれくらい見込んで いらっしゃるかというところだけ確認したいと思います。

それから、次の55ページ、固定資産税賦課事業の12節委託料、航空写真画像入替業務委託料、去年この撮影のやつ、3年に1回か何かの更新だったということを聞いておりますけど、今回はこれは新ということは、GISに取り込むそのレイヤーを私の認識では去年完了してたと思うんですけど、それがまた何かずれ込んだんですかね、21万7,000円ですけども、その確認だけ。

それから、58ページ、13節使用料及び賃借料のコンビニ交付システム使用料、ここは以前 も確認してるんですけども、現状でそのコンビニで交付いただける葛城市としてできるもの は一体何なんか。その書類によっては交付できないやつがある、これはもうそのコンビニと の契約によるんですけども、もう一度確認させてください。現状でどんな書類、何と何の書 類が取れるかということをお願いします。

以上、3点。

川村委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、奥本委員からのご質問で市民税の影響額、これが令和5年度のこの当初予算でどれだけ見てんのかというようなご質問やったかと思います。実績ベースでお答え申し上げさせていただいてよろしいですか。予算の中で見込むことが非常に困難な数字となってまいりますので、実績ベースでお答えさせていただきます。今現在お答えできるのは、この令和3年度の数値でお答えさせていただきたいと思います。ふるさと納税によります葛城市の市民税減額の影響額としてどれぐらい出てきてんのかというようなところでございます。令和3年度では、市民税の減額の影響額といたしましては約5,300万円の影響額ということでよろしいでしょうか。

川村委員長 次に、航空写真。

椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本です。よろしくお願いいたします。

こちらの航空写真の入替え業務といいますのは、今年度、航空写真を撮影いたしまして、 来年度におきまして課税のシステムでありますGISのシステムの地図を入れ替える作業で ございます。航空写真につきましては、今年1月に撮影済みでございます。

以上でございます。

川村委員長 去年はどうやったんか。去年は終わってますんやね。もう一回ちょっと答弁を。 椿本課長。

椿本税務課長 令和4年度の事業といたしまして航空写真を撮影したところでございます。撮影日時 といたしましては、令和5年1月に撮影をしたところです。その写真を来年度、令和5年度 におきまして課税システムであるGISシステムの写真を入れ替えると、こういう事業でご ざいます。

以上です。

川村委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本でございます。よろしくお願いします。

コンビニ交付で出せる証明書ですけれども、現在、住民票と印鑑登録証明書の2種類でございます。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございました。まずそのふるさと納税、これいい面、悪い面ありまして、要は本来葛城市に入ってくるべき税収がよそへ行っちゃってしまってるというところなんですね。それ以上に葛城市のほうでふるさと納税をよそからしてくれる方が増えればいいんですけども、そこのところのバランスを確認したわけです。実際のところ分かりませんけども、そもそも以前市長もおっしゃってたように、国の制度自体が問題かなと思うんです。本来やっぱりその地域住民がいろんな施設を利用して、その分も含めた上で納税するというのが本筋だと思うんですけども、それを応援といういい言葉でよそへ行ってしまっていると。そしたらそこの税収減るというのは、これはやっぱり根本的に制度として私はおかしいと思うんですけど、でもある以上は仕方ないので、もう言葉は悪いけどよそに競り勝つような感じで頑張っていただきたい、そこだけお願いしときます。

それから地図です。航空写真、これ私、去年聞いたときには3年に1回で、去年で完結するもんやと思ってたけども、去年はあくまで撮影だけでGISのレイヤーを作るのが令和5年度と、そういう予算ですね。了解いたしました。

それから、コンビニ交付のところで、今現状では住民票と印鑑証明のみということですけども、お金のかかることですけども、それ以外できるような利便性というのも考えていく必要があるかなと。庁舎に行って手続をしたいという方もいるけども、やっぱり仕事の関係でなかなか業務時間内に来れないという方も増えているわけですから、そういった意味で深夜、休日でもできる、休日は今できるかどうか分かりませんけど、そういう形でコンビニでできるというのは市民の利便性が高まりますので、そういった形で今後展開が可能かどうか、当然お金かかることですけども、また考えていっていただけたらと思います。了解いたしました。もう結構です。

川村委員長 ほかに、関連。

吉村委員。

吉村委員 今の奥本委員のコンビニ交付サービス委託手数料について関連が1つと、あともう一つ合計2つ伺います。

今、発行できるのは2種類であるというふうに伺ったんですが、現在の個人番号カードの 申請率と交付率、それからあと令和4年度のコンビニ交付の実績、どれぐらい出したかとい うことについてお伺いをしたいと思います。

それから、59ページの4項人権啓発費、1目人権啓発費の中の2か所なんですが、7節の

報酬費で1つは人権啓発事業の中の保育士謝礼という3,000円というのがあります。また、 男女共同参画事業の中の保育士謝礼というのが3,000円というのがあります。これが恐らく 人権政策課のイベントに係る分だろうと思うわけですけれども、このことについてお答えい ただきたいと思います。

川村委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本でございます。よろしくお願いします。

マイナンバーカードの申請及び交付の状況でございます。令和5年2月末現在ですが、本 市における申請が82.9%でございます。奈良県平均が81.3%、全国平均が81.7%というよう な状況でございます。

続きまして、交付の状況でございますけれども、本市における率が67.6%、奈良県平均が67.3%、全国平均が63.5%と、こういうような状況になってございます。

続きまして、コンビニ交付の実績でございますけれども、令和4年9月末現在の状況なんですけれども、全体として1,587件で、率として全体の割合としては13%ぐらいの方がご利用いただいております。

以上です。

川村委員長 高橋課長。

高橋人権政策課長 人権政策課の高橋です。よろしくお願いいたします。

委員のご質問でございます保育士ということで、こちらにつきましては7月に行います市 民集会と2月に行います男女共同参画セミナーにおきまして、託児対応のために予算取りを させていただいた保育士謝礼金ということで計上させていただいております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 コンビニ交付の実績については承知しました。あと、申請率、交付率、国、県より若干高いということで承知いたしました。コンビニ交付のときに、これ報道等で見るんですが、市役所でそういう証明書を発行する場合は偽造防止の透かしが入った用紙に印刷されて出てきますが、コンビニの場合は普通のコピー用紙に印刷されて出てくるというふうなことを聞いています。これがまず事実確認として葛城市でもそうなのかということと、それからそうなったときに偽造防止という意味で問題がないというふうにお考えかどうかということをお伺いしたいと思います。それからあと、人権政策課のイベントのこれにつきましては、託児施設ということで、もう本当に多くのといいますか、特に小さなお子さんをお連れの方がそういうイベントに参加する権利がきちっと保障されるというふうなことでいいことだと思います。承知いたしました。

川村委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本です。よろしくお願いします。

コンビニ交付につきましては普通の紙で印刷するんですけれども、そこに証明書を印刷するときに偽造防止技術の模様というんですか、そういうのを一緒に印刷してされるので、それをコピーしたら複写ですよということが出てきたりしますので、問題ない状況になってお

ります。

以上です。

川村委員長 告村委員。

吉村委員 ちゃんと偽造防止のプリントがされるということですね。承知しました。

川村委員長 ほかに質疑ありますか。

谷原委員。

谷原委員 ふるさと応援寄附事業についてお伺いします。先ほど奥本委員が質問したところと同じところでありますけれども、そのご答弁の中で、令和3年度におけるふるさと応援寄附事業における市税の減収分約5,300万円というふうにお答えいただんですが、これもうちょっと詳しく聞きたいんですけれども、つまりこれは地方交付税措置とか云々かんぬんの影響関係なく純粋に5,300万円が出ていったものなのか、あるいはその地方交付税措置の関係でそれなりに見た上でこれだけの減収になってるのか、それとも葛城市が税収としてふるさと応援寄附金で入ってくる分との相殺でなってるのか、この減収分の意味合いがよく分からなかったので、このことについて教えていただきたいと思います。

川村委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。

答弁少し不足で申し訳ございませんでした。令和3年度の実績で申し上げさせていただきますと、まず葛城市の方が他市へ寄附された額といたしましては、約1億1,500万円ほどございました。この額に伴いまして、市税の影響額として出てまいるのが、私先ほどお答えさせていただきました約5,300万円、これが影響額となってまいります。ここからなんですけども、普通交付税によりまして補てんされる分といたしましてはそれの約75%、約4,000万円が交付税のほうで補われると。その5,300万円と交付税で補われる4,000万円の相殺で市税の減収分として出てくる影響といたしましては、1,300万円の影響額が出てまいるというようなことでございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。これは歳入のほうと関係するんですが、歳入のほうは非常に頑張って大幅に今年度延ばすというふうなことですので、減収分としては補えるのかなと。非常によくやっていただいていると思うんですけれども、1つ追加で質問なんですけど、これは歳入を増やすという努力を非常にされてることと関係すると思うんですが、ペイペイでできるということが市のホームページにも載っておりました。これは費用として見込まれているのか、このポータルサイトの掲載料とか、あるいはふるさと応援寄附事務委託料の中に入っているのか、ちょっとこのことだけお伺いします。あとそれ以外に増やす取組として、委託業者を増やすとかいろんなことをやられてるのであれば、そのことについてもちょっとお聞かせ願えたらと思います。

川村委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の竹内でございます。よろしくお願い

いたします。

今ご質問がございましたペイペイの商品券のことでございます。こちらはさとふるが行っていただいている1つの事業でございまして、市内の事業所でペイペイを取り扱っていただいている事業者で、他市から来ていただいた方がこの葛城市をとてもいいということで応援していただくということで、ペイペイ商品券として寄附をしていただきます。それで使えるお店で使っていただくというものでございます。

あと、寄附額を増加するためにどういった取組をしているかということなんですけれども、昨日も申し上げましたように、今年度中に9つのポータルサイトに増やしました。それと、あとは協力事業者の新規開拓を行いまして、令和3年度の40件から50件に増加いたしました。それと3つ目としましては、ふるさと応援寄附返礼品の新規開拓を行いまして返礼品の種類を増やしました。約350アイテムから約450アイテムへ増加をいたしました。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

各原委員 ありがとうございます。この件につきましても、先ほど奥本委員がおっしゃいましたように、制度上問題があるにしても制度としてありますから、葛城市が多く市税が外へ出るよりは、それを引き止めるということもあって長く議会でも議論してきたところであります。大変頑張っていただいて、返礼品も非常に増えまして、ホームページ見ても、こんな事業者が葛城市にあるんだなというふうに思いますし、葛城市を紹介する上でも非常にいい取組になってきているかなとは思います。ただこれは要望ですけど、道の駅が非常に葛城市では売上も高く人も多いところであります。テレビなどで見ますと、自動販売機のような形で何か簡単にふるさと納税できるような応援寄附金ができるようなものを置いて、それでその道の駅で商品が買えるような形でやっているような事例が紹介されていました。それぞれの自治体、大変業者もいろんなことを工夫してるんでしょうけども、私としては道の駅を何とかこういうふるさと応援寄附金にも利用して市税のほうに協力していただけたら、建設に当たってはいろんな問題があって市民の方もいろんなことがありましたけれども、やはり発展して活性化する上で地域の農業者の方も大変潤っておりますし、非常に大勢の方が来られてるところなので、そういう形で市税に還元できたらなという思いがあります。ぜひ工夫していただけたらと思います。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 時間ありますので1個だけ、58ページの、先ほど吉村委員のコンビニの交付の役務費、コンビニ交付サービス委託手数料と13節使用料及び賃借料のコンビニ交付システム使用料、これが2つ合わさってコンビニ交付ができるという認識でよろしいんですかね。よろしいんやと思うんですけども、それと先ほどのご答弁で令和4年度の実績で1,587件の13%がコンビニのこれで出された方という認識でいいんですかね。取りあえずこの2つ、イエスかノーでお答えください。

川村委員長 森本課長。

森本市民窓口課長市民窓口課の森本です。

今、杉本副委員長がおっしゃっていただいたコンビニ交付サービスなんですが、そのページの一番下の地方公共団体情報システム機構負担金、こちらもコンビニ交付のために負担金が必要となってます。おっしゃっていただいたやつとこれを合わせた額がコンビニ交付に係る額になっております。

それと先ほど、実績で1,587件、令和4年9月末現在の実績としてそんだけの件数があるということで、全体の件数で割った率が13%という状況でございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 9月現在、1年間で大体どれぐらいかというのは、令和4年度じゃなくてもいいんですけど、単純に更にこの一番下も足してこれ割ったら1枚すごい金額になっちゃうから、ちょっとおかしいなと思って今聞いてるんです。1年間で何件ぐらい。

川村委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 申し訳ございません。そしたら、令和3年度実績で1年間ということでさせていただきます。令和3年度が1年間で2,488件ございまして、費用をその件数で割った単価としては1件当たり2,185円というような単価になってございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それでもというところで、何が言いたいかと言いますと、上がっていってるとは思うんです、この状況を見ても。ただ、1枚で割っちゃったときに、えっとなったから、今年度からちょっとそれを増やすための努力というのを考えていただかないと、下手したら気を抜いたら1枚当たり3,000円、4,000円になってきたら具合悪いなというところを今聞いてて思っちゃったので、今年度から今何%かというのをお聞きしなかったですけども、できるだけ上げていかんと、来年その実績を聞いたときにあんまり変わらんかったらいかがなもんという話になってくるので、その辺の努力だけ、何か手上げてはるんで、もしあれやったら当ててください。

川村委員長 ありますか、答弁。

森本課長。

森本市民窓口課長 従来からは、もちろん広報とかホームページ、ポスター配付に加えまして、証明書の交付時に封筒に、こういうサービスありますよというのを載せさせていただいております。また、マイナンバーカードの交付時にも、こういうサービスができますよということはお伝えしておりますので、徐々にというんですか、増えていっておると考えております。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 僕個人的に思うのは、僕が取りに行ったときに、その紙をもらったことがないんです。 その市役所に来た人に、次からコンビニでできますよという案内をしたらいいのになと僕思 っとったんですけど、そういう動きはされてるんですか。僕ちょっと住民票を取りに行って も紙と封筒で終わってると思うんです。その人が、コンビニに次から行ったら楽ですよとい うアナウンスするというやつも1つの案として考えといてもうたらいいと思います。 以上です。 川村委員長 もう言いっ放しですね。関連。

奥本委員。

奥本委員 関連で、今の杉本委員の。そのコンビニの手数料と実際に窓口で対応する比較、その窓口の職員というのが恐らく会計年度任用職員ですけども、その比較というのはある程度されているんですかね。というのは、やはり人件費が年々高くなってきて高止まりしてまして、なおかつ今日の朝の谷原委員の質問にありましたけども、会計年度任用職員というのは雇用の期限が決まってるんです。それが継続してずっとその業務ノウハウを蓄積できるかいうと、絶対数じゃないんですよね。そういったときに、できるだけその窓口の負担というのを減らしていく努力もやっぱり必要かなという気はします。當麻庁舎がああいう形で今なってますけども、あれを更に進めて、もう役所に出向かなくてもいいというところの割合を増やしていくと、やはりその辺の会計年度任用職員の数というのも必然的に減ってくるんかなという気はしますので、そういったところの戦略的なところを考えてはるのがもしあればお聞かせください。今現状ではなかなか答えにくいかと思うんですけども。

川村委員長 林本理事。

林本市民生活部理事 市民生活部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまのコンビニ交付の単価というのが、先ほど令和3年度で1件当たり2,185円ということで、高額であるというか非常に割高であるというような印象を与えておりまして、これが例えば市のほうで取られてきてて、その人件費等を比較してどうかということに関しては、正直ながらまだ比較の検証はできておりません。ただ、確かにおっしゃるように、今後マイナンバーカードの普及が進むに連れて、やはり窓口サービスというのはこれから窓口に来なくても手続や申請ができるということが何よりもサービスになるかと考えておりますので、先ほど市民窓口課長が申し上げましたように、今後はできる限りそういったコンビニ交付の案内、コンビニ交付の案内は例えばマイナンバーカード交付時には今、必ずしております。また、窓口で申請に来られた方とか印鑑証明を取りに来られた方もその都度、マイナンバーカードであればコンビニのほうで交付できますよというふうな利便性も訴えておりますので、今後もうちょっと長い目で見ながら考えていきたいと思います。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。マイナンバーカードと連動した使い方は当然できますけども、マイナンバーカードを作るというのは、そもそもやっぱり便利だから作らないといけないというふうに思わないといけないけども、今はポイントで釣って作ってくれ作ってくれいうて、そこはちょっと違うような気が、もうこれは国の施策ですけども。せっかく作ったんであればそれを業務効率化につなげていけるような、そのためにはこんなこともできますよ、こんなこともできますよというのを、もう折に触れいろんなところで案内していくというのはやっぱり大事かなと思いますので、またその辺り頑張ってください。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、それでは1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、明日17日午後1時より委員会を再開いた しますので、よろしくお願いをいたします。本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後5時28分